

第 2 2 1 回 定 例 会  
決 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

( 平 成 2 6 年 9 月 1 6 日 )

む つ 市 議 会

むつ市議会決算審査特別委員会（第3号）

○開会の日時 平成26年 9月16日 午前10時00分開議  
午後 3時48分散会

○場 所 むつ市議場

○出席委員（21人）

委員長	白井二郎	副委員長	濱田栄子
委員	横垣成年	委員	工藤孝夫
”	佐々木肇	”	川下八十美
”	村川壽司	”	佐賀英生
”	東健而	”	石田勝弘
”	斉藤孝昭	”	浅利竹二郎
”	中村正志	”	半田義秋
”	大瀧次男	”	富岡修
”	佐々木隆徳	”	上路徳昭
”	鎌田ちよ子	”	菊池光弘
”	岡崎健吾		

○欠席委員（2人）

委員 目時睦男 委員 村中徹也

○説明のため出席した者

副市長	新谷加水
教育長	遠島進
総務政策部長	伊藤道郎
財務部長	石野了
民生部長	松尾秀一
民生部理事保健福祉部理事	猪口和則
保健福祉部長	花山俊春
経済部長	浜田一之
建設部長	鏡谷晃
建設部建設技術監	氣田憲彦
川内庁舎所長	松本大志

大畑庁舎所長	畑中恒治
脇野沢庁舎所長	白尾芳春
会計管理 者 総務政策部理事出納室長	鹿内徹
監査委員事務局 長 監査委員事務局 次長	竹山清信
農業委員会事務局 長	工藤初男
教育部長	古川俊子
教育委員会事務局理事図書館長	小鳥孝之
教育委員会事務局 中央公民館、川内公民館 大畑公民館、脇野沢公民館長	山本伸一
総務政策部政策推進監	高橋聖
総務政策部副理事総務課長	川西伸二
財務部政策推進監	柳谷孝志
財務部副理事財政課長	氏家剛
財務部副理事税務課長	赤坂吉千代
民生部政策推進監 国保年金課長	畑中秀樹
民生部副理事環境政策課長	東雄二
保健福祉部副理事児童家庭課長	掛端正広
保健福祉部副理事生活福祉課長	松宮康則
経済部政策推進監	二本柳茂
経済部副理事商工観光課長	金澤寿々子
建設部政策推進監	吉田正
建設部副理事土木課長	下山房雄
大畑庁舎副理事産業建設課長	坂井隆
脇野沢庁舎副理事産業建設課長	杉山直規
農業委員会事務局次長	一家隆雄
教育委員会事務局政策推進監 総務課長	寺島誠
教育委員会事務局副理事 学校教育課長	室館幸一
総務政策部防災政策課長	須藤勝広
財務部管財課長	村田尚
財務部管財課総括主幹	工藤淳一
財務部税務課総括主幹	加藤直紹
財務部税務課総括主幹	松山宗彦

民生部市民スポーツ課長	樋山政之
經濟部産業政策課長	吉田和久
經濟部農林畜産振興課長	雪田一彦
經濟部農林畜産振興課総括主幹	酒井一雄
經濟部農林畜産振興課総括主幹	櫛引道彦
經濟部水産振興課長	二本柳茂
經濟部商工観光課総括主幹	中島昇
經濟部商工観光課総括主幹	金浜達也
建設部土木課総括主幹	中村久
建設部用地課長	中里敬
建設部用地課総括主幹	杉山郷史
建設部都市政策課長	佐藤節雄
建設部建築住宅課長	高橋真
川内庁舎管理課長	荒谷保
川内庁舎産業建設課長	山田優
川内庁舎産業建設課総括主幹	青柳茂樹
脇野沢庁舎産業建設課 総括主幹	宮本広治
脇野沢庁舎産業建設課 総括主幹	西田直秋
教育委員会事務局 総務課総括主幹	高杉俊郎
教育委員会事務局生涯学習課長	木村善弘
教育委員会事務局生涯学習課総括主幹	鷺岳彰丸
教育委員会事務局中央公民館総括主幹	山崎正春
教育委員会事務局川内公民館総括主幹	石澤修
教育委員会事務局大畑公民館総括主幹	菊池昭男
教育委員会事務局脇野沢公民館総括主幹	金浜盛雄
総務政策部総務課主幹	中村智郎
財務部稅務課主幹	伊藤大治郎
財務部稅務課主幹	吉田由佳子
民生部市民スポーツ課主幹	加藤昭広
建設部土木課主幹	柳谷真吾
建設部用地課主幹	西正文明

建設部都市政策課主幹	飛 内 義 雄
建設部建築住宅課主幹	小笠原 洋 一
教育委員会事務局総務課主幹	畑 中 涉
総務政策部防災政策課主任主査	古屋敷 均
総務政策部防災政策課主任主査	武 田 將 志
経済部産業政策課主任主査	福 山 洋 司
経済部水産振興課主任主査	瀬 川 和 宏
経済部水産振興課主任主査	遠 藤 龍 規
建設部都市政策課主任主査	一 戸 義 則
建設部都市政策課主任主査	黒 澤 幸 太 郎
建設部建築住宅課主任主査	笠 井 俊 介
農業委員会事務局主任主査	川 村 利 之
教育委員会事務局総務課主任主査	柏 谷 圭 則
教育委員会事務局 総務課主任主査	池 田 雅 文
教育委員会事務局	
中央公民館主任主査	澤 田 修 一
教育委員会事務局図書館主査	二 階 聖 仁
総務政策部総務課主事	小 島 勝

○事務局出席者

事務局長	柳 田 諭	次	長 濱 田 賢 一
総括主幹	佐 藤 孝 悦	主	幹 小 林 睦 子
主任主査	村 口 一 也	主	事 山 本 翼

(午前10時00分 開議)

○委員長(白井二郎) ただいまから本日の決算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員は21人で定足数に達しております。

これより9月12日に引き続き議案第47号 平成25年度むつ市一般会計歳入歳出決算の審査を行います。

今回は、第5款労働費までの質疑が終わっておりますので、本日は第6款農林水産業費から審査してまいります。

それでは、第6款農林水産業費について理事者の説明を求めます。農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長(工藤初男) おはようございます。それでは、第6款農林水産業費、第1項農業費のうち農業委員会が所管する第1目農業委員会費についてご説明いたします。決算書182ページをお開き願います。

農業委員会費は、農業委員及び農業委員会運営に要した経費でありまして、支出済額は1,729万5,331円となっております。主なものとしましては、第1節報酬で、農業委員28名に対する委員報酬1,239万250円、第9節旅費のうち費用弁償225万2,425円及び第13節の農地情報管理システム保守業務委託料129万6,750円であります。

以上で第1目農業委員会費の説明を終わらせていただきます。

○委員長(白井二郎) 経済部長。

○経済部長(浜田一之) おはようございます。それでは、第6款農林水産業費のうち、経済部が所管いたします項目についてご説明いたします。決算書の182ページをお開き願います。

第1項農業費のうち第2目農業総務費でございますが、農業担当職員の人件費が主なものでございまして、予算額1億6,276万4,631円に対しまして、支出済額は1億6,268万5,896円となっております。

184ページをお開き願います。第3目農業振興費は、農業の振興を図るもので、予算額8,348万5,070円に対しまして、支出済額は8,309万1,781円となっております。主なものとしましては、13節の野菜等集荷貯蔵施設指定管理委託料77万1,930円、19節の中山間地域等直接支払交付金295万177円、脇野沢農業振興公社運営事業費補助金1,108万9,000円、経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金230万円、青年就農給付金375万円、21節の脇野沢農業振興公社事業運転資金貸付金6,000万円などとなっております。

同じく184ページでございます。第4目農地費は、農地の整備を図るもので、予算額1,303万3,130円に対しまして、支出済額は1,262万5,868円となっております。1枚めくっていただきまして、186ページでございます。主な

ものといたしましては、13節の開拓地小規模水道施設管理業務委託料123万4,060円、宮後地区小規模水道施設修繕工事設計業務委託料136万5,000円、19節の土地改良施設維持管理事業費補助金161万2,357円、ため池等整備事業工事費負担金420万円であります。

同じくページの下段になります第6目鳥獣対策費は、鳥獣被害対策のための費用でございます。予算額3,715万9,000円に対し、支出済額は3,643万1,915円となっております。主なものといたしましては、7節の野猿公苑臨時職員賃金241万2,835円、鳥獣被害対策実施隊員18人分の賃金が1,464万192円、保護管理専門員臨時職員賃金が210万6,359円、1枚めくっていただきまして、188ページ、16節の食害対策のために設置している電気柵の修繕に伴う原材料費及び平成25年度に新たに設置した電気柵2,000メートルの原材料費738万4,718円、21節貸付金の下北半島のニホンザル被害対策市町村等連絡会議貸付金220万円などがございます。

同じく188ページでございます。第6款農林水産業費、第2項畜産業費のうち第1目畜産総務費でございますが、畜産担当職員の人件費が主なものでございまして、予算額4,029万1,335円に対しまして、支出済額は4,029万590円となっております。

190ページをお開き願います。第2目畜産振興費は、畜産の振興を図る費用でございます。予算額1,572万9,624円に対し、支出済額は1,425万7,276円となっております。主なものといたしましては、13節のいのししの館等流通加工施設及び農村活性化施設・体験農園指定管理料685万9,000円、18節の繁殖用の貸付牛導入費218万8,950円、25節の水川目地区酪農振興基金元金積立金363万円、これにつきましては、償還された貸付金を基金へ積み立てしたものでございます。

192ページをお開き願います。第3目牧野等管理費は、牧野等を管理するための費用でございます。予算額7,376万8,911円に対しまして、支出済額は6,380万5,684円となっております。主なものといたしましては、11節の牧野施設及び機械の修繕料204万7,185円、13節の宮後牧野ほか4牧野、川内第1、第2牧野、瀬野牧野等の指定管理料3,304万9,854円、14節の牧野用地としての土地借上料486万348円、15節の水川目地区堆肥センター攪拌機修繕工事費512万5,050円、イノシシ畜舎配電盤改修工事費126万円、16節の永下牧野草地更新に伴う原材料費126万9,366円、18節の脇野沢庁舎産業建設課公用車購入費178万5,000円、永下牧野農業用トラクターほか8点の附属機器購入費1,042万2,300円などとなっております。繰越明許費は、むつ市営金谷沢牧野横断排水路工事の入札不調による繰越分でございます。不用額の主なものは、

水川目地区堆肥センター攪拌機修繕工事費にかかわる執行残でございます。

次は、同じページでございます。第6款農林水産業費、第3項林業費のうち第1目林業総務費でございますが、予算額105万1,000円に対し、支出済額は99万1,028円となっております。主なものといたしましては、1節の部分林看守人報酬15万6,000円、7節の下刈等作業賃金10万7,384円、1枚めくっていただきまして、23節の分収造林分収金22万1,235円でございます。

同じく194ページ、第2目林業振興費は、林業を振興するための費用でございます。予算額1,227万2,000円に対しまして、支出済額は1,110万923円となっております。主なものといたしましては、13節の木材工芸センター指定管理料108万5,000円、脇野沢芋田地区側溝整備測量・設計業務委託料120万7,500円、15節の脇野沢芋田地区側溝整備工事341万2,500円、19節の森林整備地域活動支援交付金456万円などとなっております。不用額の主なものといたしましては、脇野沢芋田地区側溝整備工事にかかわる測量設計業務委託工事費の入札残でございます。

同じく194ページでございます。第3目造林費は、造林のための費用でございます。予算額1,074万8,000円に対しまして、支出済額は977万6,901円となっております。主なものといたしましては、7節の森林保全推進員及び市有林管理人の賃金191万1,424円、13節の森林農地整備センター造林事業業務委託料199万5,000円、直営造林事業業務委託料512万4,000円でございます。

第4目林道費は、林道の補修維持のための費用でございます。予算額355万円に対しまして、支出済額は229万7,115円となっております。不用額の主なものといたしましては、片貝林道簡易舗装工事費執行残72万250円、林道補修委託料執行残48万2,635円などでございます。

次に、196ページをお開き願います。第6款農林水産業費、第4項水産業費のうち第1目水産総務費でございますが、水産担当職員の人件費が主なものでございまして、予算額7,119万5,847円に対しまして、支出済額は7,119万5,076円となっております。

同じく196ページでございます。第2目水産振興費は、水産業を振興するための費用でございます。予算額9,269万6,080円に対し、支出済額は9,182万6,102円となっております。主なものといたしましては、第13節の各種施設の管理委託料等83万9,146円、1枚めくっていただきまして、むつ市海岸漂着物対策推進事業委託料104万7,088円、15節の水産加工センターポイル施設強制屋上換気扇改修工事費115万5,000円、19節のむつ市漁業共済掛金補助金840万1,832円、栽培漁業総合振興対策事業費補助金として脇野沢村漁業協同組合が実施するマダラ種苗生産、ナマコ種苗生産に対する補助金100万

円、むつ市漁業協同組合が浜奥内地先に、川内漁業協同組合が川内町地先に造成するホタテ貝殻を活用したナマコ増殖場造成事業費補助金265万7,500円、むつ市漁業協同組合が浜奥内地先に石材設置によるナマコ増殖場の設置に対する浜奥内地区地先型増殖場造成事業費補助金266万4,600円、大畑町漁業協同組合が整備する漁網洗浄施設の整備補助として大畑町沿岸漁業振興対策事業費補助金757万1,500円、24節の青森県漁業信用基金協会出資金120万円、25節の関根浜沿岸漁業振興基金積立金5,500万円などとなっております。

次に、200ページをお開き願います。第3目漁港管理費は、漁港を管理するための費用でございまして、予算額2,264万7,486円に対しまして、支出済額は2,111万374円となっております。主なものといたしましては、11節の管内各漁港施設の電気料157万86円、13節の大畑漁港環境施設管理業務委託料221万250円、14節の漁港施設占用料108万3,043円、15節の角違漁港用地舗装工事費823万2,000円、関根漁港係船環設置工事費117万6,000円、宿野部漁港排水施設整備工事費90万3,000円、19節の青森県漁港漁場協会会費296万円などとなっております。

同じく200ページでございまして。第4目漁港施設整備費は、市内各漁港施設を整備するための費用でございまして、予算額8,032万円に対しまして、支出済額4,934万4,000円で、県管理漁港であります脇野沢漁港、桧川漁港、大畑漁港整備事業のための負担金でございまして。繰越明許費は、漁港整備にかかわる工事費が主なもので、国の補正予算を活用して漁港施設の機能強化を図るためのもので、3月補正予算へ計上いたしましたが、年度内の事業完了が困難であることから、設計書作成にかかわる委託料134万円、工事請負費2,916万円を繰り越したものでございまして。

次に、202ページをお開き願います。第5目浜奥内漁港施設整備費は、浜奥内の水産業振興を図るための漁港整備費用でございまして。予算額6億1,675万7,000円に対しまして、支出済額は4億892万125円で、2億698万7,000円が平成26年度への繰り越しとなっております。主なものといたしましては、13節の浜奥内漁港整備にかかわる測量業務委託料278万2,500円、設計書作成業務委託料430万5,000円、機能強化事業津波解析調査業務委託料145万4,250円、機能強化事業設計業務委託料659万3,750円、機能強化事業地質調査・機能診断業務委託料950万6,000円のほか、15節の浜奥内漁港整備工事費3億7,782万3,600円、浜奥内漁港維持浚渫工事費472万5,000円、浜奥内漁港梯子設置工事105万円などとなっております。なお、繰越明許費でございまして、漁港整備にかかわる工事費が主なもので、工事期間がホタテガイ

養殖作業の最盛期と重複し、岸壁や航路使用の日程調整に日数を要したことや、秋から冬のしけにより工程がおくれたことなどにより年度内の工事が終了できないことから繰り越ししたもので、第3西防波堤35メートル、北防波堤70メートル分の整備分でございます。不用額の主なものといたしましては、業務委託料の入札残66万1,400円でございます。

失礼いたしました。海岸漂着物対策推進事業委託料でございます。水産振興費の部分でございますが、業務委託料は140万7,088円でございます。申しわけございません。

以上が経済部で所管しております部分の決算でございます。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（白井二郎） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） 決算書を戻っていただきまして、186ページをお開きください。第6款農林水産業費のうち建設部が所管する第1項、第5目の地籍調査事業費についてご説明いたします。これは、国土調査法に基づく地籍調査に要した経費でありまして、予算現額1,464万4,000円に対しまして、支出済額1,442万3,529円となっております。主なものといたしましては、臨時職員1名の賃金137万713円、地籍調査事業委託料304万5,000円、自動車購入費210万円、地籍調査支援システム購入費723万4,500円などとなっております。なお、昨年度に比べまして692万3,681円の支出増となっておりますが、これは地籍調査支援システムの導入をしたことによるものでございます。

以上です。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 1点だけお願いします。191ページの畜産振興費の水川目酪農振興基金元金積立金ということで363万円があるのですが、これは収入のほうを見ると363万円が入って、収入未済額が120万円とあるのですが、この120万円の理由をお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○委員長（白井二郎） 農林畜産振興課長。

○経済部農林畜産振興課長（雪田一彦） ただいまの横垣委員のお尋ねにお答えいたします。

積立金480万円に対して363万円の支出で120万円が未納となっております。これは、経済的に、経済的というか、肥料、燃料、そういうものの高騰により経営が苦しい、あと家族が病気で入院し、それでちょっとそちらのほうにお金がかかって平成25年度分の償還金が支払えないということの理由でござ

います。

○委員長（白井二郎） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） そういう理由かなとは思いますが、それなりにやっぱり貸し付けするときには保証人とかをきちんと担保をとって貸し付けしているというふうに私は理解しているのですが、そのところの精査というか、しっかりしないとこういうのが今後とも起きてくる可能性があるのですが、この120万円の未済というのは、大体今回限りで終わるものかどうか、まだ関連してふえる可能性があるのかどうかというのもちょっとお聞かせいただければと思います。

○委員長（白井二郎） 農林畜産振興課長。

○経済部農林畜産振興課長（雪田一彦） この120万円の未納につきましては、本人にも分割で一応納付していただくようお話しして、本人も分割で納付するという事になっております。今後そういうふうにもたふえていくのではないかという話につきましては、それは一応平成26年度中に払っていくという話はしております。

以上です。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） 186ページの第5目地籍調査事業費についてお尋ねをいたします。

大変単純な話で申しわけないのですが、この地籍調査事業費が何でこの農業費に入っているのかということと、あと13節の委託料304万5,000円とありますが、この金額でどのぐらいの範囲が測量できているのか、そしてむつ市の現在の進捗状況と旧市内の進捗状況、そしてこのペースでいくと何年ぐらいかかるのかという、4点ほどお尋ねをいたします。

○委員長（白井二郎） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） 進捗率を私のほうから説明をさせていただきます。

平成25年度末で国土調査の進捗率は全体で91%となっておりまして、旧むつ市に限って申し上げますと84.4%となっております。

○委員長（白井二郎） 用地課長。

○建設部用地課長（中里 敬） 大瀧委員のお尋ね、ちょっと順序が崩れますが、お答えしたいと思います。

まず委託料のできる、平成25年度に行った範囲ということではありますが、調査の成果といたしましては0.13平方キロメートル、土地の筆数は336筆、地権者数としては対象地権者81人を調査させていただいております。また、先ほど部長から答弁がありました進捗状況、現在の状況から、いつになれば

完了するののかというお尋ねもあったと思いますが、これについては現在の状況から見ますと、約二十数年かかるのではないかと、かつ人口の密集した地域に入ってまいりましたので、非常に進捗が遅くなるというように見込んでございます。

また、一番初めにお尋ねされました、なぜ農業費かというお問い合わせがありますが、間違いなく地籍調査は国土交通省の所管で行われております。しかしながら、青森県におきましては担当課は農林水産部の農村整備課のほうで担当してございます。このことから、地籍調査の補助金につきましても農業費補助金の中に入っておりますので、このようなことになっているのかなというふうに思っております。大変申しわけありません、こういう答えになります。

○委員長（白井二郎） 大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） あと二十数年かかるということですがけれども、東日本大震災の際に、被災した地域の中で国土調査が終わっていない地域が基本となる図面その他がないということで、非常に復旧復興がおくれたということもあって、今補助は農林水産省ということなのですが、たしか国土交通省のほうでそういう国土調査が終わっていない地域は速やかに完成するようという通達があったと私は思っておりましたけれども、担当が農林水産省ということなのですが、そこでやはり補助金の、大分、平成25年度は予算がふえたようですが、補助金の増額はあったのかということと、もう一つは例えば個人の財産ということで、これは個人で管理するというのが原則だと思うのですが、最近ほとんど土地とか建物を購入している人は測量、実測をした場所を買っていると。極端な話をすると、公営企業局で分譲した土地を購入している人もたくさんおります。それには、もう実測して図面があるという形のところも再度また国土調査では調査しているということになると、1回測量したところをもう一回調査するということになるのと経費もかかる、手間もかかるということになります。それはやらなければならない、再度それを調査しなければならない、その2点についてお伺いをいたします。

○委員長（白井二郎） 用地課長。

○建設部用地課長（中里 敬） 大瀧委員のお尋ねにお答えいたします。

まず、先ほど私答えた中でちょっと勘違いがあったのかもわかりませんが、国土調査そのものは、あくまでも国土交通省の所管の事務でございます。あくまで青森県において農村整備課が担当窓口になっているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、東日本大震災によって補助金等の増額または国土調査の進捗につい

て国土交通省から何らかの通達があったのかということではありますが、間違いなく災害において、この国土調査の成果が役立つということは今回の東日本大震災においても、国土交通省からも言われているところであります。しかしながら、国土調査は国土調査法に従って、その経費の負担等が定められているものでありますので、この震災によって補助金の増額が変動あったかということについては、全く変動はございません。しかしながら、この当該地域においては土地が大きく変動してございます。そのため、国土調査が終わった地域であっても再調査並びに私どもの地域でも受け入れておりますが、周辺地域において、その成果が、検証が必要になった部分については復興予算の中で計画実施が認められておりますので、そのように進めております。

次に、個人等の土地が宅地業者または市の分譲によって測量した場所についても、なぜ国土調査、地籍調査を行う必要があるのかということではありますが、地籍調査は法令に従って、その手順、進め方が定められております。その中におきまして、所有者の立ち会いは原則必要であるということになりますので、国土調査としての要件を満たした測量以外の部分については、もし測量が終わっている部分でも改めて測量をする必要があります。その結果を県、国の認証を受けて初めて国土調査の成果として活用できるものになっておりますので、確かに手間としては2度かかるということもあるのですが、しかしながら1度測量をし、確定した土地については、境界の問題が生じないままに進むこともありますので、あくまでも制度に従って測量を進めております。ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（白井二郎） 大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） 災害の件なのですが、最近異常気象が非常に全国的にあるということで、この地域にはそういう大きい災害がありませんでしたけれども、今後大洪水とか土砂崩れ、そういうものが起きないとも限りません。その際に、速やかに復旧復興するためにも基礎となる図面が必要になると思っておりますので、できるだけ早目に、二十何年といえればちょっと、もう少し半分ぐらいに短縮できるようにひとつよろしくお願いをいたしたいと、このように思います。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 農業費の第3目農業振興費、それと第6目鳥獣対策費の2点についてお伺いします。

まず最初、農業振興費の主要施策の実績報告書73ページなのですが、青年就農給付金事業というのがあるのですが、まずこの事業の実績について

お伺いします。

次、第6目の鳥獣対策費の主要施策の実績報告書の74ページに鳥獣害総合対策事業という項があるのですけれども、これは9月3日に第44回下北地区農業委員大会の決議文が我々にも配られておりますけれども、その中でニホンザル、カモシカ、熊被害対策要望等が記載されて提出されておりましたけれども、これにも関連することですけれども、まず平成25年度では前年度に比べて大畑地区の被害金額がほぼ倍増しております。そして、脇野沢、川内及びむつ地区では減少しているということですが、この要因は何か。この2点についてお伺いします。

○委員長（白井二郎） 農林畜産振興課長。

○経済部農林畜産振興課長（雪田一彦） まず、浅利委員の青年就農給付金事業の実績についてお答えいたします。

本事業は、新規就農者1人当たり年間150万円、夫婦の場合は1.5人分の225万円を最長5年間給付するという事業であり、当市における平成25年度の給付実績は2.5人分で375万円となっております。内訳といたしましては、平成24年度から畜産経営を開始した農家1名150万円と、平成25年度にニンニク栽培中心の経営を開始した夫婦1組225万円となっております。また、今年度は5.5人分で825万円が給付されることになっております。

続きまして、平成25年度では前年度に比べ、大畑地区の被害金額がほぼ倍増し、脇野沢、川内地区及びむつ地区で減少している要因は何かということですが、近年下北半島のニホンザルは年10%程度の割合で増加しており、大畑地区においても同様にあります。大畑地区で被害が増加したことについてではありますが、同地区ではこれまでも被害対策として、鳥獣被害対策実施隊及びモンキードッグによるパトロール並びに電気柵の設置を実施しておりましたが、ニホンザルの遊動域の変化拡大により、電気柵を設置していない湯坂下、涌館地区に出没し農作物の食害がふえたことが被害金額が倍増した原因であります。また、脇野沢、川内地区の被害額が減少したことについては、鳥獣被害対策実施隊及びモンキードッグの早朝と午後の2交代制による追い上げの実施並びに電気柵の設置によるものと考えております。

なお、今年度は大畑地区3カ所に電気柵187メートルを設置し、被害防止に努めており、来年度以降も電気柵の設置を検討しております。

以上です。

○委員長（白井二郎） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 青年就農給付金に関連してですけれども、まずどのような経歴の人たちが申し込みをしているのかということをお尋ねし

ます。

鳥獣被害のほうですけれども、今年も随分熊被害の警報が鳴っているのですけれども、これ平成25年度と今年度とちょっと比較して、熊の出ぐあいとか被害等はどのようなのでしょうか。この2点お尋ねします。

○委員長（白井二郎） 農林畜産振興課長。

○経済部農林畜産振興課長（雪田一彦） どのような経歴の人たちが申し込みに来るのかというお尋ねにお答えいたします。

本事業の給付対象者は、45歳未満であり、農業経営者となることについての強い意欲を有している者となっております。市に申し込みに来る方は、市内農家出身の方が多く、親の財産である土地、機械、施設などを有効活用して経営を継承したいという強い意欲を持っており、県営農大学校や先進農家において研修を受けてきたという経歴の方が多いう現状にあります。

また、熊の出没について、今年度も注意喚起の放送が頻繁であるが、前年度と比較してどうなのかについてであります。今年度の出没被害状況は、8月末時点でむつ市全体で108件、被害額17万9,000円となっております。平成25年度の8月末での出没被害状況は82件、被害額14万4,000円となっており、目撃被害件数で26件、被害額で3万5,000円の増となっております。

以上です。

○委員長（白井二郎） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 青年就農給付金のほうの件ですけれども、まずこの事業が将来性、本当に就農者に結びつくのかと、将来性とか問題点とかということはどういうようなことを把握しているのかお尋ねします。

それと、熊のほうですけれども、平成25年度の中で、人的被害とか顕著な事例があったら紹介していただきたいと思えます。

以上、2点です。

○委員長（白井二郎） 農林畜産振興課長。

○経済部農林畜産振興課長（雪田一彦） この青年就農給付金事業の将来性及び問題点は何かというご質問にお答えいたします。本事業によって農業が職業として見直され、新たな就農者が少しずつではありますが、増加しております。今年度もイチゴ栽培農家2名と、施設園芸農家1名の計3名が新たに農業経営を開始しており、将来的にも新規就農者が増加していくものと考えられます。

また、問題点としては、給付期間が終了する5年間で農家として定着できるかどうかは挙げられますが、市といたしましては、給付対象者が継続して農業経営ができるよう関係機関と連携し、就農者を支援してまいりたいと考

えております。

また、平成25年度の熊被害で人的被害など顕著な事例はあるかのお尋ねについてお答えいたします。川内地区で民家近くの小屋に侵入し、米ぬかなどが食い荒らされた事例が1件報告されておりますが、人的被害は発生しておりません。このように民家近くに出没した場合は、わなの設置や見回りなど、人的被害が出ないように努めておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 1点だけお聞きします。194ページ、農林水産業費の第3目造林費ですけれども、13節の委託料、直営造林事業業務委託料ですけれども、これを植栽した場所と樹種等をお知らせください。

○委員長（白井二郎） 川内庁舎所長。

○川内庁舎所長（松本大志） お答えいたします。

この直営造林の業務委託料でございますが、事業内容としては間伐事業でございます。場所につきましては、川内町字川代220の16ということになります。それから、面積なのですけれども、16ヘクタールでございます。

以上です。

○委員長（白井二郎） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） この地域は、間伐したということですが、では立木は全て市のものでしょうか。

○委員長（白井二郎） 川内庁舎所長。

○川内庁舎所長（松本大志） お答えいたします。

これは、市の山という直営造林ということになります。

○委員長（白井二郎） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） では、この育成している樹木は、伐採して販売した場合は市の収入に入るといふことでよろしいですね。

○委員長（白井二郎） 川内庁舎所長。

○川内庁舎所長（松本大志） そのとおりでございます。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。半田義秋委員。

○委員（半田義秋） 先ほどの浅利委員の質疑の中にもありましたけれども、青年就農給付金についてお尋ねします。

先ほど雪田課長が、親の後を引き継いで農業をやった人にもこの金が出るのだというようなことを言いましたが、この給付金を給付するに当たりいろんな条件があると思うのです。ただ農業をやったから、就業したからやるといふわけではないでしょう。ある程度一定の条件があるはずで、その条件をちょっと教えてください。

○委員長（白井二郎） 農林畜産振興課長。

○経済部農林畜産振興課長（雪田一彦） ただいまの半田委員のお尋ねにお答えいたします。

青年就農給付金の要件としては、まず第一に挙げられるのは45歳未満の方です。それで、農地、施設、設備等につきましては貸し借りの契約を行い、最終的には自分と貸方との契約を行うと。将来的には自分のものにするということが今要件になっております。あと農地、機械、そういうものが貸付契約を行うことになっております。

○委員長（白井二郎） 半田義秋委員。

○委員（半田義秋） 何かぱっとしないけれども、要するに5年間で毎年これは150万円、夫婦だと225万円、毎年ですね、これ。1回きりなの、毎年でしょう、やるわけだ。5年間やって、これは当然耕地も必要だし、そういうものは、本人が当然その中で買ってやるのでしょうけれども、借りても耕すでしょうけれども、先ほど親の後を引き継いでも、45歳未満の若いやる気のある人がやれば、この給付金が出るのだというような話をしましたけれども、これは1次産業の振興ということで、農業の人が、農業を就業する人が少ないからこういう制度ができたのか。そうすると、ただ1次産業だけでそういう給付が出るのだったら、漁業者の方でも川内地区ではかなりの2代目、3代目がいるわけですから、そういう漁業者にはやっぱり同じ1次産業で出ないというのは、私は不公平だと思うのだけれども、その点についてどういうことを考えていますか。

○委員長（白井二郎） 経済部長。

○経済部長（浜田一之） この青年就農給付金事業でございますが、国の事業で県を経由して農業者に5年間支払われるということでございまして、農業分野におきましては、この制度ができておりますけれども、漁業の分野におきましては、まだこの制度が始まっておりませんので、現段階でやるといういたしますと、市単独あるいは県単独の事業ということで進めなければちょっと難しいのではないかとこのように考えております。

以上です。

○委員長（白井二郎） 半田義秋委員。

○委員（半田義秋） 農業を起業する人が少ないから、国・県でこういう制度を設けたのでしょうけれども、どだい私変だなと思ったのは、親の後を継いでそういう助成金をもらえるということ自体が、私は親の後を継ぐのは、子供が本当にその商売を継ぐのだったらやるのは当然であり、私も実は親父の商売を継いでいるわけですからけれども、私が言っているのはそんなことではな

くて、5年後に果たして、俺嫌だと、嫌になったと言って、5年間といえば、もう750万円もらっているわけなのですけれども、そういう機械器具なんかどうなるのですか。もう嫌だと、俺はもう農業は嫌なのだといってやめた場合の罰則とか何か、そういうのはあるの。

○委員長（白井二郎） 農林畜産振興課長。

○経済部農林畜産振興課長（雪田一彦） 半田委員のお尋ねにお答えいたします。

5年後に農業ができないとか、嫌でやめたとかということになれば、その5年間分の給付金が返還ということになります。

○委員長（白井二郎） 経済部政策推進監。

○経済部政策推進監（二本柳 茂） 半田委員のお尋ねにお答えいたします。

5年間のうちの農業をやっている期間は給付されますけれども、途中でやめたとなれば、それからは給付されませんし、その年度の中でも県とか市の職員が現場へ行って、実際に農業をやっているとか、ちゃんと書類も見て、現場も見て調査をして、農業をやっていないければ、その年度の補助金は交付されません。

○委員長（白井二郎） 川内庁舎所長。

○川内庁舎所長（松本大志） 先ほどの濱田委員の直営造林について訂正いたします。

先ほど直営造林の施業の場所について、川代と申しましたが、川内町館山下でございました。訂正いたしたいと思います。

以上です。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで第6款農林水産業費についての質疑を終わります。

ここで、11時5分まで暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

○委員長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第7款商工費について、理事者の説明を求めます。経済部長。

○経済部長（浜田一之） それでは、決算書の204ページをお開き願います。

第7款商工費、第1項商工費のうち第1目商工総務費でございますが、商工担当職員の人件費が主なものでございまして、予算額1億2,998万7,000円に

対しまして、支出済額は1億2,914万9,019円となっております。

同じく204ページ、第2目商工振興費でございますが、商工業の振興を図るための経費でございます。予算額3億4,853万3,515円に対し、支出済額は3億4,801万2,349円となっております。主なものといたしましては、11節の大畑地区ゆとりの広場、大畑地区商店街街路灯、脇野沢商店街街路灯の電気料430万1,183円など4,277万8,106円、1枚めくっていただきまして、207ページ、第21節の中小企業融資特別保証制度原資預託金2億1,600万円などとなっております。不用額の主なものといたしましては、特別保証制度保証料負担金等の執行残でございます。

同じく206ページでございます。第3目観光費でございますが、観光の振興に要する経費でございます。予算額1億5,145万4,168円に対しまして、支出済額1億4,855万286円となっております。主なものといたしましては、7節の国定公園清掃作業及び夢の平成号運航等に伴う臨時職員賃金457万7,046円など619万6,816円、13節の委託料では、川内・脇野沢地区観光施設指定管理料1,760万2,000円など7,261万1,012円、第15節の釜臥山展望台照明設備修繕工事128万1,000円などで、こちらは3,210万5,256円、1枚めくっていただきまして、第19節の観光誘客促進事業費として市内4観光協会の補助金1,025万1,000円、2,337万2,400円などでございます。不用額の主なものといたしましては、臨時職員賃金、普通旅費、需用費、役務費、工事請負費等の執行残でございます。

次に、同じページでございます。第4目消費者行政推進費であります。消費者の相談業務に要する経費でございます。予算額398万6,000円に対し、支出済額は395万4,569円となっております。主なものといたしましては、1節の消費生活相談員報酬155万5,200円、19節のむつ市消費者の会補助金17万7,301円などとなっております。

次に、212ページをお開き願います。第5目むつ来さまい館等管理費でございますが、むつ来さまい館及びむつ下北観光物産館管理運営に要する経費でございます。予算額7,136万7,677円に対し、支出済額は同額となっております。主なものといたしましては、13節のむつ来さまい館、むつ下北観光物産館、イベント広場の指定管理料6,270万6,000円、15節のイベント広場コンセント盤改修工事117万6,000円、下北観光物産館・来さまい館非常用照明交換工事123万3,750円、下北観光物産館・浄化槽付帯機器交換工事497万7,000円などとなっております。

同じく212ページでございます。第6目産業振興費は、産業振興に要する経費でございます。予算額2,895万7,000円に対しまして、支出済額2,590万

3,686円となっております。主なものとしたしましては、「むつ市のうまいは日本一！」推進プロジェクト事業及び市産品販売拡大PR推進等にかかわる旅費416万6,130円、これらの事業実施に伴う需用費、13節の地産地消運動協力店感謝祭集客イベント等業務委託料120万6,690円、「むつ市のうまいは日本一！」推進プロジェクト業務委託料182万650円、道の駅整備基本方針策定委託料207万9,000円、19節の下北・むつ市企業連携協議会会費190万円、むつ下北元気なまちづくりサイト推進協議会負担金428万7,000円などとなっております。不用額の主なものは、第1節の報酬、これは地域企業連携強化事業実績に伴う執行残、9節の旅費執行残82万3,290円、11節需用費の執行残46万684円などでございます。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 商工費の第3目観光費、主要施策の実績報告書88ページに下北観光協議会の実績等が載っているのですけれども、私つらつら考えますに、下北観光協議会と下北半島内の各自治体の観光資源開発のすみ分けが、何かどうもいま一つよくわからないところがありまして、多々競合している部分があるのではないかなというのは日ごろから感じているのですけれども、成果とか効果等の分析等についてはどのようにしているのか、そこら辺をお伺いいたします。

○委員長（白井二郎） 商工観光課長。

○経済部副理事商工観光課長（金澤寿々子） 浅利委員のお尋ねにお答えいたします。

下北観光協議会では、主要施策の実績報告書にありますように、広域での観光パンフレットの発行やホームページの運用などの情報発信、そして観光ルートバスの運行など、下北地域が一丸となって観光客の誘客に努めております。その事務局をむつ市商工観光課がずっと、持ち回りではなくずっととり行っている関係上、どうしても重複しているように見えるかもしれませんが、各自治体がそれぞれ各地の文化、伝統、景勝地など地元の魅力をそれぞれ伝えることによりまして観光客の誘客を図っておりますが、これはあくまでも競合ではなく連携しているものと考えております。

成果等につきましては、年々各市町村の負担金が減額されていることもありまして、限られた予算の中で効果を生み出すため、事業の見直しや、毎年補助対象事業を検討しながら新規事業を打ち出すなど、毎年改善に努めておりますので、ご理解いただきたいと思います。

- 委員長（白井二郎） 浅利竹二郎委員。
- 委員（浅利竹二郎） 例えばこの間ジオパーク構想が選から漏れました。新聞を見ますと、その漏れた理由の一つに地元の熱意不足というようなのが1項挙げられていましたけれども、やっぱりなかなか通り一遍の観光PRでは誘客、そういうこと等に結びつけるのが困難だというふうに思いますけれども、今後の方針等があればお尋ねします。
- 委員長（白井二郎） 商工観光課長。
- 経済部副理事商工観光課長（金澤寿々子） お答えいたします。

日本ジオパークネットワークの加盟が見送られたことにつきましては、今後日本ジオパーク委員会から送付されます審査報告書の内容を精査したうえで、下北半島ジオパーク構想推進協議会において協議していくと伺っておりますので、委員お尋ねの内容は、観光PR全般ということで受けとめてお答えいたします。

誘客のための観光PRにつきましては、市ホームページなどで観光イベントなど随時更新しておりますし、先日釜臥山の展望台から24時間市街地を見ることができる定点カメラの運用を始めております。その画面を市ホームページなどに張りつけたことによりまして、夜景も見られるようになりました。また、下北観光協議会ホームページでは、会員市町村のイベントや滞在プログラムなどを掲載し、市のホームページとリンクさせておりますし、下北地域の食、宿、観光、交通アクセス案内などを一冊にまとめた観光ガイドブック「ぐるりんしもきた」を11万部制作し、下北地域内外へ向けて配布しております。もちろん市内の観光関連施設やホテルなどにもこの観光パンフレットや各種ポスター、チラシなどを随時配布しておりますが、多種多様化する情報社会において、情報を受け取る側のニーズ、選択、意識によりまして、その情報が一方通行になっていることも間々あるのかなという感じは受けております。

今後においても、市広報紙の活用、観光関連雑誌や記者クラブへの情報提供などを継続し、市ホームページ、フェイスブックや下北観光協議会ホームページを随時更新していくとともに、観光関連団体のホームページへ情報提供するほか、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの活用によりまして、市民皆さんからの情報発信も有効的なものと考えておりますので、皆様にもご協力をいただきながら、観光PRに努めてまいりたいと考えております。

- 委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。大瀧次男委員。
- 委員（大瀧次男） 212ページの第5目、むつ来さまい館等管理費についてお伺いをいたします。

主要施策の実績報告書の中に、「指定管理者が工夫を凝らし主催した各種イベント等は施設本来の設置目的である地域活性化に大いに貢献した」と、このようにありますけれども、その「大いに貢献した」、どのような内容でしょうか。それと、地域の商店街その他に与える経済効果はどのくらいあったのか、この2点についてお伺いをいたします。

○委員長（白井二郎） 商工観光課長。

○経済部副理事商工観光課長（金澤寿々子） むつ来さまい館等3施設につきましては、平成18年からむつ商工会議所に指定管理をお願いしているものなのですけれども、年々利用者は少しずつですけれども、上がっております。自主事業につきましても、かなり多くのをやっていたいただいております。その周辺のにぎわいは出しているものと思っております。

経済効果についてお答えいたします。資料といたしまして、数字的なものと持ち合わせてはいないのですけれども、あの周辺で商店街といいますか、そういうものが郊外といいますか、そちらのほうに移っているのですけれども、あの施設等がなければ、ますますあの周辺への集客というものはないものと思いますので、ちょっと数字的には幾ら幾らとは言えないのですけれども、あの施設、産業振興といいますか、そのような業績といいますか、そういうものは認められているものと考えております。

○委員長（白井二郎） 大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） 大きな行事と、これに書いていますけれども、平成25年にイベント広場、来さまい館、利用した人数が19万2,000人ぐらいあるということで、その周辺の地域の活性化になったということでございますけれども、やはり活性化とあわせてその近辺、先ほど課長が言いましたとおり、商店街がほとんど郊外に行っているという形の中で、その地域を活性化するためにイベント広場、そういうのをつくって、ある程度の経済の活性化も担ってやった地域だと思えます。これだけのいろいろな補助金を出しながら、七福通りのまちの駅もそうだと思いますけれども、そういう形の中であそこの地域、非常に重要視をして補助金を出し、こういう来さまい館建てる、そういう形でやって、私が見る感じでは、余り商店街の経済効果がどのくらいあるのかなという、調べていないと思えますけれども、今度ゆっくり各商店を回ってどのくらいの経済効果、そして入り込み客がどのくらいあったかというのも、やはり商工観光課としては調べて今後の参考にさせていただきたいと思えますので、お願いいたします。

以上です。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 2点お聞きします。

商工費の観光費、第3目で薬研温泉が、来年で開湯400年になるわけですが、着々と準備は進んでいると思いますが、この溪流沿いの遊歩道なんかの、例えば途中で途切れているとかという、そういうあれは現在ないのでしょうか。

○委員長（白井二郎） 大畑庁舎産業建設課長。

○大畑庁舎副理事産業建設課長（坂井 隆） 濱田委員のお尋ねにお答えします。

400年の事業、着々と進んでおるのですが、遊歩道の件でございましてけれども、確かに数年前から崩れて一部通行どめになっております。それについては、県のほうでも調査しております。あそこは東北自然歩道に指定されておりますので、県の担当のほうで調査に来ておまして、どういう方法であれをつなげるのか、またルートを変えるのか、それを今県で検討しているところです。大筋で、あそこのルートをつなげるのは、今のままでは非常に難しいという方向で話は進んでおまして、修繕するにしても、一部そのルートを変えて、おりるところ、上がるところをつくるとか、そういう方法を検討していると聞いております。まだ復旧、またその整備には相当時間を要するものと理解しております。

以上です。

○委員長（白井二郎） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 大きい建物等とかは、ほかの地域にはかなわない部分がありますので、できましたら、もう本当に下北は自然を楽しむという観光を目指していただきたいなと思いますので、そこをよろしく願います。

400年に対しての事業、プレイベント等は準備はされているのですか。

○委員長（白井二郎） 大畑庁舎産業建設課長。

○大畑庁舎副理事産業建設課長（坂井 隆） 昨年度から事業のほうは進めておまして、一昨年度は実行委員会を立ち上げる前で、講演会を開いてみんなのモチベーションを上げるという事業をしております。本年度は、プレイベントとして全ての大畑地区で実施される事業、プレイベントであるよというふうな位置づけをして、ポスターにも書き加えておりますし、また宣伝もしております。本年度のプレイベント、メインになるであろう10月にミナカダ祭というものが行われるのでございまして、こちらについても既にポスター等にプレイベントである旨掲示して宣伝をしております。これは、観光協会とともにこれからもさらにPRしていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで第7款商工費についての質疑を終わります。

次は、第8款土木費について、理事者の説明を求めます。建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） 第8款、建設部が所管します土木費の決算の概要をご説明いたします。216ページをお開きください。

第8款第1項第1目の土木総務費であります。これは主に建設部の一般職員35人分の給与費を支出しており、予算現額2億6,726万4,970円に対しまして、支出済額2億6,722万5,494円となっております。

次に、第1項第2目建築総務費について説明いたします。これは、都市建築課一般職員の給与のほか、旅費、事務用消耗品等の支出でありまして、予算現額6,365万3,670円に対しまして、6,277万6,813円の支出となっております。主な支出といたしましては、第1節報酬については、建築技術専門員報酬として214万8,000円、第19節負担金補助及び交付金については、むつ市安全安心リフォーム促進支援事業補助金並びに建設技術講習会受講料として117万5,000円を支出いたしております。なお、第13節委託料については、むつ市木造住宅耐震診断支援事業委託費27万6,000円を繰り越し事業費として計上しておりましたが、申請がなかったため支出がゼロ円となっております。

次に、218ページをお開きください。第2項第1目の道路橋りょう総務費であります。これは道路橋りょうの管理にかかわる経費でありまして、街路灯や市内6カ所のゆとりの駐車帯の管理及び当市が加盟しております各種協議会の会費等に支出しており、予算現額6,846万2,000円に対しまして、支出済額6,798万9,748円となっております。主なものといたしましては、第11節需用費では、街路灯やゆとりの駐車帯の電気料として4,361万5,449円、修繕料として1,486万5,544円、第13節委託料では、ゆとりの駐車帯管理業務委託や道路台帳整備委託などに合わせて733万7,750円を支出いたしております。

次に、第2項第2目の土木維持費であります。これは市道、生活道路及び水路の維持補修にかかわる経費と除排雪作業の委託料などに支出しておりますほか、除排雪作業の効率化を図るため除雪機械などを購入しており、予算現額10億3,448万4,186円に対しまして、支出済額10億3,137万3,974円となっております。主なものといたしましては、第11節の需用費では、冬期間の融雪施設の電気料として1,780万5,143円、各地区に配置されております除雪機や散布車などの修繕料として1,128万2,232円、第13節委託料では、除排雪委託料として6億6,690万9,623円、土木施設維持作業委託料として1億802万

5,597円、凍結防止剤散布作業業務委託料として720万3,000円、第15節工事請負費では、南関根線など23件の維持工事費として7,517万550円、第18節の備品購入費では、小形ロータリ除雪車などの購入に1億150万7,217円を支出いたしております。なお、不用額につきましては、入札執行に伴う残額などとなっております。

次に、222ページの第3目用地管理費についてであります。これは道路や水路等の用地管理にかかわる経費でありまして、予算現額869万6,494円に対しまして、支出済額は818万6,353円となっております。主なものといたしましては、道路及び水路用地の測量業務委託料194万5,500円、賃借料135万730円、公有財産購入費473万6,814円となっております。対前年比といたしましては344万1,151円の増となっておりますが、主な理由といたしましては、排水路整備に伴う仮設水路の設置が必要となり、その賃借料が増となったこと、またこれまで道路用地として借り上げておりました土地について、用地買収に応じていただいた箇所での用地測量業務委託料とともに公有財産購入費が増となった理由となっております。

次に、第2項第4目の道路新設改良費であります。これは国からの道路整備補助や起債等により施工した道路の新設改良にかかわる経費であり、予算現額2億4,209万3,000円に対しまして、支出済額2億4,050万9,189円となっております。主なものといたしましては、第13節の委託料では、工事実施にかかわる測量設計など5件の業務委託料として4,100万2,500円、第15節の工事請負費では、中荒川中山線など9件の道路整備工事費として1億4,046万9,000円、第17節の公有財産購入費では、道路整備に必要な用地の購入に5,568万7,246円を支出いたしております。なお、不用額につきましては、入札執行に伴う残額となっております。

次に、224ページの第2項第5目の特定交通安全施設整備費であります。これは市町村に交付されます交通安全対策特別交付金による交通安全事業にかかわる経費であり、予算現額960万円に対しまして、支出済額882万4,195円となっております。主なものといたしましては、第15節の工事請負費では、道路の区画線設置工事などに752万3,250円を支出いたしております。

次に、第3項第1目の河川総務費であります。これは市の管理する普通河川及び排水路の維持管理にかかわる経費や各種協会の会費及び県が実施する急傾斜地崩壊対策事業に対する負担金を支出いたしております。予算現額1,222万4,000円に対しまして、支出済額1,175万7,805円となっております。主なものといたしましては、第13節の委託料では、市が管理しております河川の浚渫や草刈りなど河川維持作業委託料として557万6,877円、第19節負担

金補助及び交付金では、青森県が実施しております二枚橋地区の急傾斜地崩壊対策事業に対する負担金などに522万9,000円を支出いたしております。

次に、226ページの第3項第2目の河川改修費であります。市が管理する普通河川及び排水路の整備などに支出いたしており、予算現額3,026万6,000円に対しまして、支出済額2,951万1,248円となっております。主なものといたしましては、第13節の委託料では、工事実施にかかわる測量設計3件の業務委託料として1,683万1,500円、第15節の工事請負費では、川守川維持修繕工事など2件に898万8,000円を支出いたしております。

次に、第4項第1目の港湾総務費であります。これは各種協会の会費及び青森県が実施している大湊港の港湾整備事業への負担金を支出いたしており、予算現額634万8,000円に対しまして、支出済額634万7,400円となっております。主なものといたしましては、第19節負担金補助及び交付金で青森県が実施しております大湊港大平地区での港湾改修事業費負担金に612万5,400円を支出いたしております。

次に、第5項第1目の都市計画総務費であります。これは都市計画基礎調査業務などの委託料、小川町地区特殊地下壕対策工事にかかわる工事請負費、下水道事業特別会計への繰出金のほか、都市計画審議会にかかわる経費や各種協会の負担金等となっております。予算現額7億4,768万8,000円に対しまして、支出済額6億9,433万4,340円、繰越額3,474万円となっております。主なものといたしましては、第13節委託料として、公園施設長寿命化計画策定業務委託料330万7,500円、都市計画基礎調査業務委託料1,677万9,000円、金谷公園測量設計業務委託料346万5,000円などを支出いたしており、横迎町中央2号線整備にかかわる3,474万円は、平成26年度へ繰り越したしております。第15節工事請負費では、小川町地区特殊地下壕対策工事として、平成24年度からの繰越分と合わせて1,900万5,000円を支出しております。なお、当該特殊地下壕にかかわる対策事業は、平成25年度で終了となっております。次に、228ページをお開きください。第19節負担金補助及び交付金では、主にむつ市民間まちづくり活動促進事業費補助金199万5,000円を、田名部まちなか再生協議会に対し支出しております。第28節繰出金では、下水道事業特別会計へ6億4,690万4,636円の繰出金を支出いたしております。なお、不用額の主なものは、下水道事業特別会計への繰出金となっております。下水道事業特別会計の決算に伴い一般会計からの繰入金が必要となつたためでございます。

第5項第2目の公園管理費についてであります。これは都市公園及び広場、県から委託を受けている施設等にかかわる経費でありまして、予算現額

4,332万9,000円に対しまして、支出済額4,259万3,823円となっております。主なものといたしましては、第13節委託料のむつ地区公園等清掃及び維持管理作業業務委託料1,167万6,000円、第15節工事請負費では、早掛沼公園防護柵補修工事609万円などとなっております。なお不用額につきましては、主に備品購入費及び工事請負費にかかわる入札残によるものであります。

次に、230ページをお開きください。第5項第3目の駅前広場管理費についてであります。これは下北及び大湊駅前広場の管理にかかわる経費でありまして、予算現額579万7,000円に対しまして、支出済額529万7,083円となっております。主なものといたしましては、第13節委託料の除排雪業務委託料131万4,897円、同じく駅前広場清掃等維持管理業務委託料238万3,500円となっております。なお、不用額につきましては、主に委託料にかかわる執行残によるものであります。

次に、第5項第5目の北の防人大湊地区整備費についてであります。北の防人大湊地区整備費ですが、予算現額6億2,406万4,040円に対しまして、支出済額2億9,976万7,930円、繰越額1億3,500万円となっております。

次に、232ページをお開きください。主なものといたしましては、第13節委託料として、景観ルール策定業務委託料593万2,500円、旧文化財収蔵庫改修工事監理業務委託料357万1,050円などを支出いたしております。第15節工事請負費では、水源池公園園路広場整備工事費として1億879万500円、旧文化財収蔵庫改修工事として8,121万7,500円、北の防人大湊地区道路整備工事として4,800万6,000円、観光交流センター新築工事として4,063万5,000円を支出いたしております。展望台新築工事にかかわる1億3,500万円は、平成26年度へ繰り越しいたしております。第17節公有財産購入費では、観光交流センター建設用地、ポケットパーク整備用地の用地購入費として935万円を支出いたしております。なお、不用額1億8,929万6,110円につきましては、旧文化財収蔵庫改修工事において耐震化の再検討が必要になったことから、工事を一部中止したことによる事業費の減額分、そして展望台新築工事を平成26年度の実施へと変更したことが主な理由となっております。

第5項第6目みどりのさきもり館管理費についてであります。これはみどりのさきもり館管理にかかわる経費でありまして、予算現額892万円に対しまして、支出済額731万2,639円となっております。主なものといたしましては、第7節賃金の施設を管理する臨時職員賃金として155万7,694円、第18節備品購入費の施設備品購入費317万2,540円などとなっております。なお、不用額160万7,361円につきましては、主に委託料にかかわる入札残によるものであります。

次に、第6項第1目住宅管理費についてであります。これは市営住宅全21団地561戸の維持管理のために要した経費でありまして、予算現額5,566万9,923円に対し、支出済額も同額となっております。主なものといたしましては、第11節の需用費のうち修繕料として1,187万9,740円、第13節の委託料としてむつ市公営住宅等長寿命化計画見直し業務委託料267万7,500円、第15節の工事請負費として金谷団地屋根改修工事費321万3,000円、昭和町団地解体工事費966万円、外山団地排水整備工事費379万500円を支出いたしております。第17節の公有財産購入費として緑町団地駐車場整備用地購入費1,804万5,494円、第18節の備品購入費として、むつ市公営住宅管理システム105万7,455円を支出いたしております。

第6項第2目市営住宅建設費についてであります。これは緑町団地及び川内・木団地建設工事のために要した支出でありまして、前年度繰越額9,746万8,000円を合わせた予算現額2億5,395万7,077円に対し、支出済額2億5,390万163円となっております。主なものといたしましては、第13節の委託料として緑町団地建設工事監理業務委託料577万5,000円、川内・木団地建設工事監理業務委託料319万2,000円、第15節工事請負費として緑町団地建設工事費1億8,373万9,500円、川内・木団地建設工事費5,794万9,500円となっております。

以上で第8款土木費の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（白井二郎） 川内庁舎所長。

○川内庁舎所長（松本大志） 第8款土木費のうち川内庁舎が所管する部分についてご説明いたします。230ページをお開き願います。

第5項都市計画費、第4目かわうちまりんびーち管理費についてであります。これは海水浴場の開設及び管理に係る経費でありまして、予算現額698万1,000円に対し、支出済額は672万9,264円となっております。主なものは、13節の海水浴場管理業務委託料290万4,300円、植栽維持管理業務委託料123万9,000円、その他維持管理費などとなっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。上路徳昭委員。

○委員（上路徳昭） 218ページ、第1目道路橋りょう総務費についてお伺いいたします。

主要施策の実績報告書の95ページに街路灯についての実績内容が書かれているのですが、私昨年とかも質疑させてもらって、新しく直すところに関し

ましては、L E Dに徐々にかえていっているという報告を受けていまして、ことしも新設数50灯ということで、ただちょっと1点だけお伺いしたいのが、電気代が昨年に比べて約500万円の増となっております、基本的に既存の施設からL E Dにすれば、昔の電気に比べれば約3分の1くらいの電気代で済むという報告も受けているのですけれども、そんな例年どおりにふやしているような形でやっているのに、こんなに500万円もふえている電気代の要因を教えてください。

○委員長（白井二郎） 土木課長。

○建設部副理事土木課長（下山房雄） 上路委員のお尋ねにお答えいたします。

L E Dの平成25年度の実績かと思えますけれども、平成25年度末では全部で259灯設置されております。先に電気料の増加の分の要因ですけれども、まだL E Dの灯数、全体に占める割合というのはそんなに多くないというのがありますし、あとやはり昨年度は電気料が上がったというのが一番の要因かと思えます。昨年のL E Dに取りかえた実績は46灯でございます。

以上です。

○委員長（白井二郎） 上路徳昭委員。

○委員（上路徳昭） ありがとうございます。それでは、今市内にある街路灯の全体数に対してのL E Dのパーセンテージというのは今把握できておりますでしょうか。もしわかっているなら教えてください。

○委員長（白井二郎） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） 市内のL E D化の実施率というお尋ねだったかと思いますが、先ほど土木課長からお答えしましたとおり、平成25年度末では259灯ありますが、全体の設置箇所は8,354灯でございます、設置率としては約3%となっております。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 225ページの道路新設改良費の17節公有財産購入費の5,500万何がし、この用地購入はどこだったのかというのを教えていただければと思います。

それと、229ページの都市計画総務費の下水道事業特別会計への繰出金、これ毎年ふえているのですが、平成25年度は6億4,000万円何がしということで、これはまだまだふえていくのか。何か今までのやりとりだとそろそろピークを迎えるのかなというふうなイメージを持っているのですが、これからの予測というか、それをちょっと教えていただければと思います。これ以上ふえていくのは、ちょっと財政上大変問題ではないかなというふうに思いますので、その面からもちょっと教えていただければと思います。

あと最後ですが、総額を教えてくださいなのですが、北の防人事業の観光交流センター、このたび完成したのですが、結果的には観光交流センターの建設費として幾らかかったのかと。主要施策の実績報告書を見ると、私の計算だと3億3,000万円何がしかなのと思うのですが、それでいいかどうか。

以上、よろしく申し上げます。

○委員長（白井二郎） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） 224ページの用地購入費についてでございますが、これは新町4号線、仲町地区交差点、細間沢線の3路線の整備に要する用地取得分でございます。

○委員長（白井二郎） 都市政策課長。

○建設部都市政策課長（佐藤節雄） 下水道事業特別会計繰出金、いつまでかかるのかというお尋ねについてお答えします。下水道事業自体が下水道部のほうで実施しておりますので、詳細についてはちょっとこちらでは把握しておりません。

それから、観光交流センターの事業費についてでございますが、総額で3億3,272万4,000円、内訳としましては建築工事が2億317万5,000円、電気設備工事が6,552万円、給配水衛生設備工事が3,486万円、空気調和設備工事が2,171万4,000円、そのほか監理業務委託の合計となっております。

（「合計をもう一回」の声あり）

○建設部都市政策課長（佐藤節雄） 合計ですか、3億3,272万4,000円です。継続費となっておりますので、平成25年度におきましては4,152万9,600円というふうな内訳になってございます。

以上です。

○委員長（白井二郎） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 下水道の関係ですが、向こうのほうに聞いてくれということですが、今までもこの場で前太田部長さんのときなんかはやりとりした経緯があるのですが、やっぱりそういうのを全然こちらのほうでは見通しだとかというのは語れないものかどうか。今までやりとりした経緯があるのですけれども、やはりそれなりにわかる範囲で教えていただければと思うのですが。というのは、当然こっちは本体で支出をしている関係で、単年度請求されて、そして支出する、先の見通しが何もなくて、ただぼんと請求されたらその支出しているというふうな単純なやりとりで進めているというのもちよっとかなり大変な財政支出だなと思うので、それなりにやっぱり見通しも聞きながらきちんと財政支出をしてほしいなという意味も込めてそれなりにわかる範囲でよろしく申し上げます。

○委員長（白井二郎） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） ただいまの見通しをということですが、以前は建設部に下水道課が属しておりました、そのときは我々が掌握している部分であったわけなのですが、現在は財務部との協議で下水道部と協議したうえで繰出金を定めておりますので、向こうにしてみれば繰入金になりますが、我々は詳細までは存じ上げていない、パスして向こうのほうに繰出金として出しているという状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。中村正志委員。

○委員（中村正志） 北の防人大湊地区整備費の中の景観ルール策定業務委託料、これについてお聞きしたいと思います、まず委託先はどこでしょうか。また、出されました素案の内容についてと、この素案に対しまして、市民がどのようなかわりを持っていたのか、また今後景観ルール策定までの完成時期も含めた今年度以降の取り組みはどのようになっていくのかお聞きしたいと思います。

○委員長（白井二郎） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） ただいまの中村委員のお尋ねにお答えいたします。景観ルール策定業務について、どのようなものかというお尋ねだったかと思っておりますので、まず説明をさせていただきます。

北の防人大湊地区の恵まれた自然環境や歴史文化遺産の保全と継承を図り、地域の特色を生かした魅力ある景観形成を図っていくため、景観ルール策定に向けた素案づくりを市民協働により取り組んでおります。具体的には、地区の自然環境の保全や道路沿道における景観の向上を目指すルールとなっており、平成26年度でのパブリックコメントを経てルールを策定することといたしております。

委託業者等に関しましては、都市政策課長のほうからお答えいたします。

○委員長（白井二郎） 都市政策課長。

○建設部都市政策課長（佐藤節雄） 請負業者につきましては、株式会社パスコ青森支店というふうになってございます。

それと、これからの日程ということですが、今後の展望についてですが、本ルールは法令に基づかない任意のルールとなりますことから、緩やかな景観づくりを進めながら、行く行くは景観法に基づく市全域の良好な景観づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（白井二郎） 中村正志委員。

○委員（中村正志） 中身については理解をいたしました。

任意の景観ルールということなのですが、任意といいますと、どうなので

しょう、どのあたりまでというふうな認識を持てばいいのでしょうか。

○委員長（白井二郎） 都市政策課長。

○建設部都市政策課長（佐藤節雄） 直接的な制限というのはなかなかかけることはできませんが、いろいろ物をつくっていくという段階で、こういうイメージがいいのではないかとか、そういった点では十分なアドバイスができるかと思います。そういう感じで捉えていただければよろしいと思います。

以上です。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 都市計画費のところの第5目、それから文化財についてちょっとお聞きします。旧文化財収蔵庫の改修はなされているのですけれども、この文化財を管理している、人材的にはどのような形でなされているのでしょうか。

○委員長（白井二郎） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） ただいまの濱田委員のお尋ねにお答えいたします。

財産の管理につきましては、教育委員会生涯学習課のほうで管理をいたしております。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで第8款土木費についての質疑を終わります。

ここで、昼食のため1時まで休憩いたします。

午後 零時01分 休憩

午後 1時00分 再開

○委員長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第9款消防費について、理事者の説明を求めます。総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） それでは、第9款消防費、第1項消防費についてご説明いたします。決算書の236ページをお開き願います。

まず、第1目の常備消防費についてであります。これは消防職員に係る人件費等として、下北地域広域行政事務組合に対し、負担金として支出した経費でありまして、予算現額14億9,412万6,000円に対し、支出済額は14億9,212万1,000円となっております。消防本部15名、むつ消防署52名、大湊消防署29名、大畑消防署28名、川内消防分署23名、脇野沢消防分署18名の計165名に係る人件費などがございます。

次に、第2目の非常備消防費についてであります。これは消防団事務の委託料として下北地域広域行政事務組合に対し支出した経費でございます。予算現額9,753万7,000円に対し、支出済額は9,163万4,000円となっております。むつ消防団446名、川内消防団273名、大畑消防団197名、脇野沢消防団124名の合計1,040名の団員報酬、費用弁償などの経費となっております。

次に、第3目の水防対策費についてでございます。これは災害時に応急対策として使用する資機材の経費でございます。予算現額19万1,000円に対し、支出済額は18万8,589円となっております。むつ、川内、大畑、脇野沢4地区の水防倉庫に災害時用として備蓄保管されている資機材の補充や、災害時の応急措置のための土のう等に要した経費となっております。

次に、第4目の防災対策費についてであります。これは防災対策全般に関する経費でありまして、予算現額8,048万6,000円に対し、支出済額は7,791万8,000円となっております。主なものといたしましては、11節の需用費で、主要な避難所及び福祉避難所の災害時用備蓄品、総合防災訓練などに要した消耗品や防災行政用無線修繕料など、13節の委託料で、むつ、川内、大畑、脇野沢の4地区の防災行政用無線設備保守点検業務委託料、津波ハザードマップ作成業務委託料、1枚めぐりまして、15節の工事請負費で防災行政用無線に係る大畑地区の正津川、堂近の設備老朽化による更新及び難聴解消のため二枚橋地区への新規設置、脇野沢地区の本村、九艘泊の設備更新、むつ地区の金曲、中央の設備更新、奥内地区の火災に伴う設備更新等の工事費となっております。

次に、第5目の消防施設整備費についてでございます。これは防火水槽及び消防団車両等の整備に関する経費でございます。予算現額6,440万7,600円に対し、支出済額は6,405万2,415円となっております。主なものといたしましては、18節の備品購入費で、消防団車両の老朽化等による更新のため、むつ消防団第2分団、脇野沢消防団団本部の消防ポンプ自動車購入などとなっております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 1点だけお願いします。

この消防団と普通の消防職員だとか市の職員に関係してであります。先日の私の一般質問においては、消防団の方には1回出動すると出動手当が1,700円支給されると。そのときの答弁では、市の職員とか消防職員は市内どこに行っても一切日当は支給されていないと、そういう答弁であったので

すが、日当というのが頭についたので、そういう答弁になったかと思うのですが、ちょっと確認させていただきたいのが、例えば市の職員は通常勤務、朝8時半から夕方5時15分までの間に市内どこに駆けつけてもそれは通常給料が出ていますから、それで手当とするのですが、例えば時間外の場合に消防団員と一緒に救助活動をした場合、時間外、5時15分以降だとか、あと土日とか、消防職員に当たっては非番のときに出動を、一緒に消防団員と出動したというふうな時間外の場合においても一切手当なりなんなりが支給されないという意味でいいのかどうかというのをちょっと確認させていただきたいと思います。お願いします。

○委員長（白井二郎） 防災政策課長。

○総務政策部防災政策課長（須藤勝広） 横垣委員のお尋ねにお答えいたします。

市職員、消防職員、土日、消防職員の場合は非番、週休日なのですが、出た場合は、全ての場合において時間外手当として対応しておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（白井二郎） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） それを聞いて安心したのですが、この前先日の答弁で、一切支給していないというふうな表現で終わっておりましたものですから、もう少し詳しい答弁をもらえればよかったなど。あの放送を聞いた市民は、かなり誤解して受け取った市民がいるかと思うので、そういう意味では市の職員、消防の職員、非番のとき、または土日、時間外においてはきちんと時間外手当が支給されているということは確認できました。それで、例えば時間外手当となると、当然1.25倍支給されるわけですね。そういう意味では、平均の話ですけれども、市の職員、基本給が30万円とすると、一月21日出勤ということで、それを1時間当たりどのくらいになるかということで8時間で割ると、そしてそれに1.25倍を掛けると大体1時間当たり2,200円の支給というふうな計算になるのですが、これはあくまでも平均ですけれども。そういう意味では、やっぱり消防団員の1,700円、これ1回の出動当たりです。1回の出動当たりが市の職員とか消防職員には1時間にも満たないようなやっぱりこういう手当だということで、もっと改善をするべきではないかなというふうなことを思うのですが、そこのところを、この単純な比較だけで考えてどのように考えているかというのをちょっとお聞きしたいなと思います。

○委員長（白井二郎） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 今の横垣委員のほうでいろいろ計算いたしましたし

て、2,200円というような数字を導き出していただきましたけれども、この出動手当1,700円というものにつきましては、本会議のほうでもお話ししましたとおり、ほかの市町村に比べてもさほど劣っているというようなものでもございませんし、平均して一千七百四、五十円というような額でございましたので、ここの部分については確かに低いというようなご指摘もございませうけれども、いましばらくこの額で推移を見守りたいと思っておりますので、ご了承願いたいと思います。

○委員長（白井二郎） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 何度も言いますけれども、1時間当たり2,200円、市の職員とか消防職員が出れば残業手当ということで支給されると。本当にこの金額比べれば、1時間にも満たない手当、当然皆さんお金でやっているわけではありません。でも気持ちの問題ですよ。だから、平均と大して変わらないという考えだけでいいのかどうか、本当に災害のときに一番力になるのが消防団員でありますので、ぜひ見直しを求めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。半田義秋委員。

○委員（半田義秋） 防災用行政無線のことでお聞きします。防災用行政無線と、一応市役所でやる業務用無線といいますか、それとはおのずからあれは配線とか回線とかというのは違うわけでしょう。それを一つ先に聞いておきます。

○委員長（白井二郎） 防災政策課長。

○総務政策部防災政策課長（須藤勝広） 半田委員のお尋ねにお答えいたします。

半田委員のお尋ねは、地区によって無線の体系が違うということによろしいのでしょうか。

○委員（半田義秋） 防災用行政無線、数の大きさとかそういうのと、それから市役所で一般市民に流す無線と違うかと。

○総務政策部防災政策課長（須藤勝広） 同じ種類になっておりますけれども。

以上です。

○委員長（白井二郎） 半田義秋委員。

○委員（半田義秋） 同じ無線だとすると、川内地区は屋内の受信機なのです。それで、市役所の業務報告も全部それに入るわけですが。ただ、防災の場合は何か外で聞こえているような気がするのだけれども、もし私の聞き違いならそれでいいですけれども。我々議会と住民との会話というのをこの前行ったのですけれども、その中において、屋外の無線は非常に聞きにくいと、それ

でどうにか屋内の受信機にできないものかという質問が多々あったのですけれども、もしそれをむつ市全部にやるとすると、これはかなり経費がかかるのですけれども、徐々にその方向に持っていくあれがないでしょうか。ひとつお願いします。

○委員長（白井二郎） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） お答えいたします。

川内地区では個別受信というようなことで、おうちの中にも聞こえるというようなことだと思いますけれども、ほかの3地区では個別受信はしておりません。外の無線だけであれば聞きにくいというようなことは、ほかの地区からも声は届いておりますけれども、これを全部個別受信にするということと数億円という、10億円ぐらいの金がかかるというようなことでございますので、今の段階ではちょっとそこまで踏み込むのは難しい状況だと思っております。

あと放送する内容につきましては、むつ地区も川内も脇野沢も大畑も同じ内容であろうかと思えます。ただ、それぞれの放送する親局がそれぞれの地区にございますので、若干話す内容というのが異なることもあろうかと思えますけれども、大体は同じ内容で流れているかと思えます。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） 半田義秋委員。

○委員（半田義秋） 部長、私がさっきお尋ねしたのは、1回には無理だと、それは10億円もかかるから。だから、ことしはこの地区、この地区といって、10年ぐらいのスパンで徐々に直していく気があるかないか聞いたわけですがけれども、その気はあるかないか。

○委員長（白井二郎） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 今アナログ放送の部分が多いのですけれども、これからデジタル放送にかえていかなければならないというような部分もございまして、その辺も含めて長期的にはそういう部分についても研究してまいりたいと思えます。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで第9款消防費についての質疑を終わります。

次は、第10款教育費について、理事者の説明を求めます。教育部長。

○教育部長（古川俊子） それでは、第10款教育費のうち教育委員会が所管します費目についてご説明申し上げます。決算書の240ページをお開き願いま

す。

初めに、第1項教育総務費、第1目教育委員会費についてであります。これは教育委員に要した経費でありまして、予算現額292万8,182円に対し、支出済額287万4,232円となっております。主なものは、教育委員4名の報酬と費用弁償等の経費であります。

次に、第1項第2目事務局費についてであります。これは教育長及び事務局職員の給与費及び災害保険料など教育委員会事務局にかかわる経費でありまして、予算現額3億267万8,958円に対し、支出済額2億9,910万7,582円となっております。主なものは、教育長、事務調整官及び事務局職員28名の給与費のほか、次のページに移りまして、12節の建物災害保険料等の役務費が341万1,847円などとなっております。

次に、第1項第3目義務教育振興費についてであります。これは市内小・中学校の教育活動支援に要した経費でありまして、予算現額9,260万4,000円に対し、支出済額9,105万5,567円となっております。主なものは1節のスクールサポーター26名、外国人指導助手4名及び小中一貫教育学習支援員10名等の報酬が5,911万3,164円、次のページに移りまして、9節の当該非常勤特別職などの旅費及び費用弁償が1,069万591円、11節の教科書等の消耗品を含む需用費が326万6,831円、13節のジュニア大使派遣等に係る旅行業務委託料、総合学力調査及び分析処理などを行う教育研究にかかわる業務委託料等が1,251万3,711円、19節の各種団体事業への負担金補助及び交付金が456万8,626円などとなっております。

次に、第1項第4目教育研修センター費についてであります。これは教育研修センターの管理運営に要した経費でありまして、予算現額2,650万1,000円に対し、支出済額2,556万5,340円となっております。主なものは、教育研修センターに配置されております指導主事1名の給与費のほか、1節の教育相談員2名、自立支援相談員1名及び教育相談支援員5名に対する報酬が748万3,040円、次のページに移りまして、13節の警備業務委託料、浄化槽点検保守業務委託料及び清掃業務委託料などが143万2,517円、15節の教育研修センターの屋上防水改修工事に係る工事請負費が231万円などとなっております。

次に、第1項第5目学務管理費についてであります。これは児童・生徒の入学、転校、就学援助及び奨学金などの事務事業に要した経費でありまして、予算現額2億1,698万9,700円に対し、支出済額2億1,511万4,623円となっております。主なものは、1節の奨学生選考委員9名及び学校評議員90名の報酬が108万5,500円、次のページに移りまして、19節の私立幼稚園就園奨

励費補助金が5,987万1,700円、20節の要保護及び準要保護の児童・生徒の修学旅行費や給食費等の就学援助費及び特別支援教育就学奨励費に係る扶助費が4,900万7,907円、21節の奨学金貸付金が4,446万円、25節の奨学金積立金が5,923万2,669円などとなっております。

次に、第1項第6目教員住宅管理費についてであります。これは教員住宅21戸の維持管理に要した経費でありまして、予算現額58万8,000円に対し、支出済額51万3,002円となっております。歳出は、教員住宅に係る電気料及び修繕料であります。

次に、第2項小学校費、第1目小学校管理費についてであります。これは小学校13校の管理運営に要した経費でありまして、予算現額3億5,335万3,143円に対し、支出済額3億5,211万3,857円となっております。主なものは、小学校に配置されている技能職員及び調理師10名の給与費のほか、7節の臨時技能員19名等の賃金が2,521万2,364円、次のページにかけまして、11節の光熱水費及び修繕料などの需用費が1億3,900万2,676円、13節の学校管理に係る各種業務委託料及びスクールバスに係る通学者輸送業務などの委託料が5,396万9,280円、15節の旧烏沢小学校体育館屋根改修工事、第一田名部小学校屋上防水改修工事、大湊小学校通路電熱融雪設置工事及び大畑小学校校舎屋根改修工事等の工事請負費が3,567万9,000円、18節の備品購入費として冬期間に児童が安全に登下校できるよう、また職員の負担軽減と作業の効率化を図る目的で市内小学校11校に対し小型除雪機を備えるための経費等として716万1,380円などを支出しております。

次に、第2項第2目小学校教育振興費についてであります。これは小学校13校の教材備品及び図書などの購入に要する経費でありまして、予算現額1,518万3,347円に対し、支出済額1,427万5,053円となっております。主なものは、11節の教材消耗品費が61万9,016円、次のページに移りまして、18節の図書及び教材備品の購入費が1,364万4,037円などとなっております。

次に、第3項中学校費、第1目中学校管理費についてであります。これは中学校9校の管理運営に要した経費でありまして、予算現額3億5,013万169円に対し、同額を支出しております。主なものは、中学校に配置されている技能職員及び調理師9名の給与費のほか、7節の臨時技能員13名の賃金が1,691万7,906円、11節の光熱水費及び修繕料などの需用費が1億1,127万3,179円、次のページにかけまして、13節の学校管理に係る各種業務委託料及びスクールバスに係る通学者輸送業務などの委託料が6,759万6,839円、15節の大湊中学校フェンス改修工事、むつ中学校体育館放送設備改修工事、近川中学校屋内運動場屋根改修工事、川内中学校車庫屋根改修工事及び田名

部中学校屋内運動場屋根改修工事などの工事請負費が6,494万6,100円、18節の備品購入費として、小学校のほかに中学校7校に対しても小型除雪機を備えるための経費等として534万286円などを支出しております。このことにより、市内全ての小・中学校に対して小型除雪機が配備できました。

次に、第3項第2目中学校教育振興費についてであります。これは中学校9校の教材備品及び図書などの購入に要した経費でありまして、予算現額4,026万73円に対し、同額を支出しております。主なものは、11節の教材消耗品費が53万1,396円、18節の中学校教育用パソコン及び周辺機器、教育用ソフトウェア、図書教材備品などの備品購入費が3,958万9,537円となっております。

次に、第3項第3目関根中学校建設費についてであります。これは関根中学校の建設に向けての経費でありまして、予算現額672万円に対し、同額を支出しております。歳出の内訳は、施設レイアウトを含む全体構想を決定するための基本設計業務委託料であります。

次に、256ページに移りまして、第4項社会教育費、第1目社会教育総務費についてであります。これは社会教育の推進及び生涯学習の振興に要した経費でありまして、予算現額7,515万2,986円に対し、支出済額7,313万1,288円となっております。主なものは、一般職員7名の給与費のほか、1節の社会教育委員13名及び社会教育指導員1名の報酬が195万8,200円、8節の放課後子供子ども教室推進事業における運営委員への謝金などが368万1,405円、13節のむつ市海と森ふれあい体験館の指定管理料が935万円などとなっております。

次に、第4項第2目公民館費についてであります。これは中央、川内、大畑、脇野沢の各公民館及び地区公民館21館の管理運営に要した経費でありまして、予算現額1億186万9,818円に対し、支出済額9,832万4,413円となっております。主なものは、一般職員6名の給与費のほか、次のページにかけまして、1節の公民館運営審議会委員15名及び公民館社会教育指導員2名などの報酬が450万8,500円、7節の臨時職員4名分の賃金が517万6,765円、8節の公民館事業に係る講師等の謝金、謝礼等が139万円、11節の光熱水費等の需用費が1,699万7,152円、次のページにかけまして、13節は清掃業務委託料を初めとした施設運営のための各種業務委託料で2,264万3,538円、18節の庁用器具及び機械器具等の備品購入費が104万7,861円などとなっております。

次に、第4項第3目図書館費についてであります。これは図書館本館及び川内、大畑、脇野沢地区にある3分館の管理運営に要した経費でありまし

て、予算現額 1 億 378 万 7,561 円に対し、支出済額 1 億 353 万 7,732 円となっております。主なものは、一般職員 5 名の給与費のほか、1 節の図書館協議会委員 10 名、図書館奉仕員 12 名及び図書館長の報酬合わせて 2,035 万 7,400 円、次のページに移りまして、7 節の臨時職員 4 名の賃金が 484 万 3,965 円、11 節の光熱水費等の需用費が 1,675 万 2,799 円、13 節は清掃業務委託料を初めとした施設管理のための各種業務委託料で 1,742 万 474 円、次のページにかけまして、14 節の図書館システム使用料及び O A 機器借上料などが 557 万 4,854 円、18 節の庁用器具及び図書の購入に要した経費が 609 万 3,164 円などとなっております。

次に、第 4 項第 4 目文化振興費についてであります。これは芸術文化の振興、文化財の保護及び文化財収蔵庫の管理に要した経費でありまして、予算現額 4,950 万 635 円に対し、支出済額 4,641 万 4,852 円となっております。予算現額のうち 453 万 5,000 円につきましては、平成 24 年度からの繰り越し分であります。主なものは、1 節の文化財保護審議会委員及び重要文化財保存活用計画検討委員会委員などの報酬が 61 万 7,500 円、7 節の臨時職員等の賃金が 388 万 4,298 円、11 節の光熱水費等の需用費が 448 万 4,189 円、次のページにかけまして、13 節の本庁舎開放エリア改修設計業務委託料等が 3,475 万 5,709 円などとなっております。なお、委託料のうち 408 万 4,500 円につきましては、平成 24 年度の事業でありました文化財収蔵品等搬出入業務委託において、市内の文化財収蔵庫から新文化財収蔵庫へ文化財を搬入する際、冬期間で搬出入に困難を生じたことから、雪解けを待って実施することとなったため、平成 25 年度に繰り越しをしたものでございます。

次に、第 4 項第 5 目視聴覚振興費についてであります。これはむつ市視聴覚ライブラリーの管理運営に要した経費でありまして、予算現額 33 万 2,000 円に対し、支出済額 21 万 1,903 円となっております。主なものは、18 節の視聴覚教材等の備品購入費が 19 万 3,200 円となっております。

次に、第 4 項第 6 目下北自然の家管理費についてであります。これはむつ市下北自然の家の管理運営に要した経費でありまして、予算現額 8,477 万 1,000 円に対し、支出済額 8,447 万 4,717 円となっております。主なものは、1 節の下北自然の家における非常勤特別職である所長及び副所長の報酬が 600 万円、7 節の体験活動専門員の賃金が 554 万 2,000 円、11 節の光熱水費及び賄い材料費などの需用費が 1,667 万 8,985 円、次のページに移りまして、13 節の下北自然の家における管理運営業務委託料及び電気工作物保安業務委託料などの各種委託料が 5,195 万 196 円などとなっております。

270 ページをお開き願います。第 5 項保健体育費のうち第 2 目学校保健費

についてであります。これは児童・生徒及び教職員の健康診断やけが等の見舞金など健康管理全般に要した経費でありまして、予算現額3,434万5,000円に対し、支出済額3,324万9,266円となっております。主なものは、13節の各種健康診断に係る検査委託料及び学校保健安全法の規定に基づいて委嘱している学校医、学校歯科医、学校薬剤師に対する委託料として2,422万763円、18節のAED等の購入に要した経費として218万8,200円、19節の日本スポーツ振興センター負担金等の負担金補助及び交付金が474万490円となっております。

次に、第5項第3目学校給食費についてであります。これは学校給食事業の管理運営に要した経費でありまして、予算現額1億1,775万5,000円に対し、支出済額1億1,609万5,736円となっております。主なものは、7節の臨時調理師等の賃金が3,879万6,434円、11節の光熱水費及び修繕料などの需用費が2,864万350円、次のページに移りまして、13節の北通地区学校給食業務及び脇野沢地区学校給食運搬業務などの各種委託料が4,410万9,685円、18節の学校給食用備品購入費が156万3,129円となっております。

以上が教育委員会が所管する費目の概要であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（白井二郎） 民生部長。

○民生部長（松尾秀一） それでは、第10款教育費のうち民生部で所管しております項目について、その概要をご説明いたします。決算書268ページをお開き願います。

第5項保健体育費、第1目保健体育総務費であります。268ページから271ページまでが、その明細となっております。保健体育総務費は、一般職員4名分の給与費、スポーツ推進委員や各種団体の育成に要した経費で、給与費を除きますと各種団体及び実行委員会に対する補助金が主な経費であります。予算現額5,027万6,100円に対しまして、支出済額は4,861万1,440円となっております。

次に、272ページ、第4目体育施設管理費であります。272ページから275ページまでが、その明細となっております。体育施設管理費は、むつ地区及び大畑地区の一部体育施設の指定管理料、さらには川内球場の管理業務委託、防災緑地の芝生管理業務委託に要する経費のほか、むつ運動公園陸上競技場のスタンド改修工事、ふれあいスポーツパークの給水管改修工事を初めとする工事請負費が主なものであります。予算現額1億7,157万9,450円に対しまして、支出済額は1億7,054万9,085円となっております。

次に、274ページ、第5目体育館管理費であります。274ページ及び275ペ

ージがその明細となっております。体育館管理費は、文字どおりむつ市内にあります各体育館の維持管理に要した経費で、当該体育館の一部設備交換に係る請負工事費が主なものであります。予算現額3,963万9,550円に対しまして、支出済額は3,913万563円となっております。

次に、同じく274ページ、第6目スキー場管理費であります。274ページから277ページまでが、その明細となっております。スキー場管理費は、釜臥山、於法岳、兎沢の各スキー場の維持管理運営に要した経費で、釜臥山スキー場の第1リフト及び第2リフトの一部設備交換及び一部整備工事などの請負工事費が主なものであります。予算現額1,511万9,000円に対しまして、支出済額は1,476万4,673円となっております。

次に、276ページ、第7目ウェルネスパーク管理費であります。ウェルネスパーク管理費は、文字どおりむつ市ウェルネスパークの維持管理運営に要した経費で、当該施設の指定管理料が主なものであります。予算現額1億2,386万9,000円に対しまして、支出済額は1億2,332万3,112円となっております。

以上が教育費のうち民生部で所管しております事項の決算概要であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 2点ほどお願いします。

図書館本館に関してですが、今後ろのほう、新しいバイパスをつくる計画を進めておりますが、そのバイパスとこの図書館は接近していくのですが、そのところは接続を設けるとか、何かそういうふうな動きがあるのかどうかというのをちょっと確認させていただきたいと思います。

それと2点目ですが、270ページの学校給食費にかかわるかと思うのですが、今までは学校の給食の残り、いわゆる生ごみが出るのですが、その取り扱いをバイオマスというか堆肥にするとか、そういう動きをしているのを平成25年度、平成26年度から進めるとかという話がありましたものですから、その進捗状況はどうなっているかというのをお聞きしたいと思います。

○委員長（白井二郎） 教育部長。

○教育部長（古川俊子） 図書館裏に建設されるバイパスの件についてお答えいたします。

今のところ、何年度に完成をしてどうなるという詳しい設計が私たちのところに来ておりませんので、詳細検討については今後のこととなる予定です。

○委員長（白井二郎） 教育委員会事務局総務課長。

○教育委員会事務局政策推進監総務課長（寺島 誠） 横垣委員の学校給食費の関係についてお答えいたします。

昨年度、民生部所管事業のモデル事業として学校の3校の残飯を提供いたしております。その中でごみの収集委託料全体としては、その分としては増額となるというふうな実証実験と、その効果のほうについては、ごみの削減効果、成分分析においても一定の効果が認められたということで今後の研究課題となります。

○委員長（白井二郎） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） ぜひ図書館の裏のほうに抜けられるような形のを構想してほしいなというのを要望させていただきます。

それと給食のほうですが、今3校のほうをやっておりますが、ぜひこれを、一応効果があるというふうな報告でしたので、広めて全体のものというふうな形にしてほしいと思いますが、そのこのところの考え方はいかがでしょうか。

○委員長（白井二郎） 教育部長。

○教育部長（古川俊子） お答えいたします。

平成25年度にモデル事業として行われた小学校、中学校における給食の残渣処理につきましては、あくまでも民生部のごみ処理対策の一環として行ったものでございます。教育委員会としましては、民生部と連携して協力するという体制のもとに行っておりますので、一連のこれから流れとして民生部のほうでそのような対策を講じるのであれば、一緒に連携して行うものでございます。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 文化財についてお聞きします。264ページ、文化振興費です。先ほど土木費のほうで旧文化財収蔵庫の改修工事、合計で約8,000万円ぐらい予算計上されていましたが、運営については教育委員会ということですので、旧文化財の施設をこれだけ改修して、現在の文化財の管理状況等、これからの活用についてどのようなことを検討されているかお願いします。

○委員長（白井二郎） 生涯学習課長。

○教育委員会事務局生涯学習課長（木村善弘） 濱田委員のお尋ねにお答えします。

現在の文化財の保存と活用方法ということですが、大湊水源地にあります旧文化財収蔵庫につきましては、前まで文化財の収蔵庫となっておりますが、旧庁舎の北庁舎に新文化財収蔵庫をつくりましたので、そちらに全て移管しております。現在それで旧文化財収蔵庫については、旧むつ市内の文化

財と、あと重要指定文化財となりました二枚橋の遺跡が保管されております。管理方法につきましては、現在臨時職員1名を置きまして、その部分を管理しているという状況にあります。また、活用方法につきましては、これまで本庁舎開放エリアに文化財の展示場ということで計画を今も進めているところですが、それらができたら公開して活用していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（白井二郎） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 文化財については、それぞれの歴史とかを持っているのですが、もう過去の積み重ねで、そのままの状態、例えば新たな発見とか、調査のし直しというようなもの、部分的であってもなされてはいないのでしょうか。

○委員長（白井二郎） 生涯学習課長。

○教育委員会事務局生涯学習課長（木村善弘） 新たな文化財の発見とか、そういう調査ということですが、古文書なんかはそれぞれの専門の方が自分で解読したりして昔の文献を調査して研究しておりますし、埋蔵文化財につきましては、現在は緊急的な開発行為等に伴う調査のみを行っております。その関係で、県の事業等であれば、県が現在も、ことしであれば2カ所程度調査は進めておりますし、緊急的な開発に伴う調査は、これまでも年1件程度は試掘等で調査を行っておりますが、専門的な学術調査については、今のところ行っていない状況であります。

あと、文化財ではないのですが、それぞれ昔の古いものとか、そういうものについては、随時市民の方からも寄贈を受けながら管理を行っている状況であります。

以上です。

○委員長（白井二郎） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 文化財にもさまざまなものがあるかと思っておりますけれども、今のご説明では、1つは遺跡の発掘等だと思いますし、またもう一項は文献の問題だと思いますけれども、例えば遺跡についてはむつ市全体で図面に落としている部分とかそういう図面化されている部分等がありますか。それから、旧文献ですが、解析しているとか、むつ市の古文書等を現代文に訳すとかというふうに解析、専門的にしている方とかはいらっしゃいますか。大畑地区であれば、例えば過去に江戸時代、村林鬼工さんという方が所有したものの原始謄筆風土年表ですか、それを現代文に訳している方がいるのですが、むつ地区の場合にはそういうものはあるのか、それ

ともそういうことをしている方がいるのか、お知らせください。

○委員長（白井二郎） 生涯学習課長。

○教育委員会事務局生涯学習課長（木村善弘） 古文書等の解析している方ですけれども、むつ市の文化財審議委員の方々でも研究なされている方もおりますし、まだまだ解析進んでいない部分もいっぱいありますけれども、やはりそういう人材というのがちょっと不足しておりますので、なかなか進まないというのが現状であります。

埋蔵文化財ですけれども、文化財が眠っているというものについては、埋蔵文化財包蔵地として県で登録しております。市内では、現在181カ所が地図に載っておりますし、県のホームページ等で検索しますと、その図面等も取得できる状況になっております。

以上です。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。齊藤孝昭委員。

○委員（齊藤孝昭） 1点だけ。日本スポーツ振興センターへの負担金について、ちょっとお聞きしたいと思います。

オリンピック招致が決まって、スポーツを強化するために各自治体にその分を負担してくださいということプラス今までもこのスポーツ振興について負担をしてくださいということがあったと思いますが、450万円という多額の負担を日本スポーツ振興センターにしなければならなくなっている理由と、日本スポーツ振興センターと本市とのかかわりをお知らせください。

○委員長（白井二郎） 教育委員会事務局総務課長。

○教育委員会事務局政策推進監総務課長（寺島 誠） 日本スポーツ振興センター負担金につきましては、学校教育の円滑な実施に資するため、学校の管理下における児童・生徒の災害に対しての災害給付金を行う負担金でございます。そういう意味でございますので、ご理解賜りたいと思います。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） 確認だけさせていただきますけれども、274ページの体育館管理費をちょっとお尋ねします。この体育館管理費ということで、市民体育館は指定管理ということになっております。ここだけではないと思うのですが、その指定管理料は現在どうなっているのかということと、あと274ページの15節、市民体育館キュービクル交換工事1,670万円とありますが、この工事はどういう工事なのか。

次の18節の市民体育バスケット競技備品購入費768万円とありますが、現在この備品はどこでどうなっているのか、ちょっとこの3点お知らせ願います。

○委員長（白井二郎） 市民スポーツ課長。

○民生部市民スポーツ課長（樋山政之） お答えします。

指定管理をしておりましたむつ市民体育館についてでございます。皆様ご存じのとおり、平成25年11月30日をもちまして閉鎖となりました。それに伴いまして、その精算方法につきまして指定管理者と協議をいたしました。その結果、その後も必要となる経費と、その後入ってこない収入、その分に関して精算と申しますか、その辺を行った結果、110万円を精算額としたところでございます。失礼しました、101万円を精算額としたところでございます。それにつきましては、平成26年1月28日に指定管理者と変更契約を締結してございます。

2点目のキュービクル交換工事についてでございます。キュービクルにつきましては、変電設備というところで、大規模な商業施設とかそういったところに必要になるものですが、こちらも体育館閉鎖時にはほぼ工事のほうを終了となってございました。それで、こちらも請負業者さんと残工事部分の協議をいたしまして、そこら辺を協議の結果、減額して変更契約を締結してございます。

もう一点、バスケットボールゴールにつきましてですが、あわせて競技用の備品を購入してございます。その点につきましては、こちらも体育館閉鎖になりまして、備品につきましてはバスケットボール協会さんに貸与する形で利用いただいております。バスケットゴールにつきましては、閉鎖までの間、大会とか練習に使用させていただきましたけれども、現在は貸し出し先を探しておると申しますか、そのような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） 大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） 指定管理料のほうなのですか、101万円減額したということなのですか、では契約するとき、その体育館自体の指定管理料が幾らだったのか。あそこは体育協会ですか、陸上競技協会かどこかがやっていると思うのですけれども、体育館だけではなく別な施設もあわせての指定管理料だと思うのですけれども、1つずつとると、市民体育館の指定管理料が幾らだったのかということなのですか、101万円をただ減額したということでは、幾らから101万円減額したのか。

それと、あとこの工事1,600万円かかっているのですけれども、最終的に電気工事業者と話をして減額して1,600万円を負担したということというのは、これは体育館がだめになったというのがわかる前にやったと思うのですが、1,600万円は全くもう無駄なお金ということになるわけですよね。そ

ういうことから考えれば、非常に無駄なお金がここでなくなっているということなのですが、そっちのほうはしようがないとしても、この指定管理料の体育館自体の金額は幾らだったのか、ちょっとお知らせ願います。

○委員長（白井二郎） 民生部長。

○民生部長（松尾秀一） 回答はいいということでございましたけれども、キュービクルにつきましては、実は物がいわゆる変電設備のいわゆる箱みたいなものですので、それにつきましては本年度釜臥山のスキー場のほうで転用するというふうな予定にしておりますので、その部分では100%ということではございませんけれども、無駄にはならなかったというふうに考えております。

1点目につきましては、担当課長よりお答えさせます。

○委員長（白井二郎） 市民スポーツ課長。

○民生部市民スポーツ課長（樋山政之） お答えします。

むつ地区体育施設の指定管理料につきましては、むつ運動公園、それからむつ市民体育館、そして釜臥山スキー場の施設を統括してお願いしている部分でございますけれども、積算においては全体として精算しておるものでございますけれども、これを部分的にといいいますか、施設ごとに分けたとしますと、合計で2,145万8,000円ほどの金額になります。全体としては、当初6,122万円がむつ地区体育施設の指定管理料でございました。101万円を先ほどのお話しのとおり閉鎖に伴って減額し、あとは電気料の値上げ分ということで77万6,000円が上がってございますので、結果としては6,098万6,000円が今回の決算額となっております。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） 大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） 今のお話の中で、体育館だけを個別に分けると2,700万円と言いましたか。それを101万円を減額して変更契約したと。でもその体育館自体はもう管理しなくてもいいのでしょうか。そこで101万円だけが減額というのはおかしいではないですか。2,700万円もの予算の中で、101万円だけ減額して体育館を管理しないというのは、金額的にちょっと合わないのではないのでしょうか。

○委員長（白井二郎） 市民スポーツ課長。

○民生部市民スポーツ課長（樋山政之） むつ市民体育館の精算方法なのですが、精算につきましては、閉鎖後において必要と認められる経費として人件費、光熱水費、電話料等々をまず積算いたしまして、決算見込みとして作成しました。それで、閉鎖になりましたので、今度は収入の部分につき

ましてこれから入ってこないというようなことになります。そちらの見込みが58万9,000円ほどになります。その差し引きで101万円を全体から減額したというようなことでございます。

今現在ですか、今年度の、要するに今なくなった形でのということですか。済みません、ちょっと資料を……申しわけございません、ちょっと資料のほうを持ち合わせてございませんので、済みません。申しわけございません。

○委員長（白井二郎） 暫時休憩します。

午後 2時01分 休憩

午後 2時10分 再開

○委員長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの大瀧委員の質疑に対し答弁を求めます。

市民スポーツ課長。

○民生部市民スポーツ課長（樋山政之） お答えします。

平成26年度につきましては、新たな指定管理契約を結んでございますので、当然体育館のほうは含まれてございません。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 第4項社会教育費の第3目図書館費、主要施策の実績報告書128ページ、過去3年間の利用状況からお尋ねします。

平成23年度、平成24年度、平成25年度を見ますと、貸し出し状況がどんどん、どんどん減っているのですけれども、この原因についてどのように分析しているか、まずお尋ねします。

○委員長（白井二郎） 図書館長。

○教育委員会事務局理事図書館長（小鳥孝之） 浅利委員の貸し出し冊数の減少の原因についてお答えいたします。

まず、原因の一つとして、むつ市の人口減少によるものが大きく、特に児童・生徒の減少が大きな要因であると考えております。むつ市の人口推移ですが、平成23年7月から平成26年7月の3年間で約3,000人が減少しており、児童・生徒数は平成23年度が約5,300人、平成26年度では約4,600人とおよそ700人ほどの減少となっております。合わせて年々高齢化が進むことにより図書館までの移動が困難になってきていることも原因の一つかと考えております。

また、市民の余暇内容の多様化等複数の要素が絡み合っていることが貸し出し冊数減少の原因であると考えております。このことから、市民が求める

書籍の購入のみならず、読書意欲の向上を図る企画や来館者数をふやす事業の開催など、今まで以上に図書サービスの充実を図ってまいります。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 私は、この図書館が設立、創設されたときからずっと利用させてもらっているのですけれども、実はビデオだとかCD等を置く場所があるのですけれども、そこを通るのだけれども、当初のものそのままなのです。今はどんどん、どんどん蔵書等の貸し出しが減っているということなのですけれども、そういうCDだとかビデオとか、そういうものも若い者が興味を持つようなもの、そういうものに適宜更新する必要があると思うのですけれども、そこら辺いかがでしょうか。

○委員長（白井二郎） 図書館長。

○教育委員会事務局理事図書館長（小鳥孝之） 委員ご指摘のとおり、ビデオにかわりDVDへの切りかえと、あとCD等の更新の必要性は痛切に感じております。ご存じのとおり、貸し出しの許可がついた著作権を含むDVDソフトは非常に高価で、特に映画作品は市販の十数倍の価格となります。また、作品数も限られておりますことから、現状の図書購入費では書籍類を優先せざるを得ない状況にあります。したがって、今年度からは著作権を含んだレンタルDVDを借用して、毎月第2日曜日に日曜シネマでの名作上映会や市民の活動の発表の場、交流の場としてギャラリーコンサートを開催するなど、利用者の要望に応じていけるように新規事業を実施しております。しかしながら、DVD、CD等の不足は十分認識しておりますので、今後は図書館のライブラリー全体のバランスを考慮したうえで、少しずつではありますが、ふやしてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（白井二郎） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 実は、総務教育常任委員会で図書館の運営について、斬新的な先進的な運営をしている自治体へ研修ということで当初予定しておりましたけれども、諸般の事情で結局行けなくなったのですけれども、そこら辺のことも参考にして、将来方向として図書館の運営とかあり方についての研究とか検討の余地がないのかどうか、そこら辺をお尋ねします。

○委員長（白井二郎） 図書館長。

○教育委員会事務局理事図書館長（小鳥孝之） 先般県立図書館のアドバイスを頂まして、県外2市の公共図書館の視察を行いました。あわせて県内外の公共図書館の情報収集、県立図書館からの情報、さらに諮問機関であります

図書館協議会の意見ももとに当図書館のサービスの充実度を点検しました。結果としましては、現在のむつ市立図書館のサービス、運営、企画、そして準備中のものを含めた内容は、インターネットによる国会図書館デジタル化資料サービスなどが未着手であることを除き、サービスの充実度が高いことが確認できました。現在図書館では、知的財産の提供の場としての図書館、貸し出し業務のサービスの充実を図るとともに、読書意欲の向上を目的として、読書週間に貸し出し冊数に応じたポイントで手づくりのしおりや読書手帳を配布する図書スタンプラリーの開催、子ども映画劇場及び読み聞かせボランティアの協力によります毎週土曜日のおはなし会などの実施で来館者の増加を図っております。また、来館が困難な方のために移動図書館を年間105日、20カ所巡回しており、分館との連携、充実を図っております。今年度からは、新たに市民活動の情報発信の場、交流の場としてギャラリーコンサート、日曜シネマなど余り経費を要しない新規事業の開催、また利用者の利便性の向上のため無線LANの設置、そして図書館内の一部スペースでコーヒーを飲みながら読書が楽しめるブックカフェコーナーを中央図書館と各地区分館でも準備を進めております。ともに10月1日開始予定であります。なお、国会図書館デジタル化資料サービスにつきましても、現在関係課と協議中であります。

以上のことから、図書館の諮問機関であります図書館協議会からのご意見も踏まえ、市立図書館といたしましては、これまでどおり図書サービスの充実を図るとともに、敷居の低い図書館として市民が気軽に立ち寄り、人と人との交流の場、情報発信の場、地域コミュニケーションの核となる社会教育施設としてサービスの充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。半田義秋委員。
- 委員（半田義秋） 248ページの学校管理費の扶助費、修学旅行費についてお尋ねします。

この修学旅行費は、恐らく所得のない人、それから低所得者の子供さんが修学旅行に行けないので、市のほうで負担して修学旅行にやるという、恐らく主な理由はそういうことだと思いますけれども、確かに私も小学校、中学校、修学旅行の思い出は今でも鮮明に残っております。行けない子供は、本当にかわいそうだなと思って、私はいい制度だなと思っておりますけれども、この制度は市単独のものなのか、それとも国・県の助成があってできているものなのか、それを1点。

それから、これは修学旅行費だけ、主要施策の実績報告書を見ると要保護、

それから準要保護とありますけれども、その違いは何なのでしょう。金額もおのずと違うのか、それをお聞きしたい。

それから、この助成する費用は、交通費、宿泊費、いわゆる旅費だけなのか、それともそのほかのもろもろのものも入っているのかをお聞きしたい。

それから、もう一点、先ほど大瀧委員が質問した体育館の件ですけれども、元来ならば体育館が今営業していない、それで施設を一つ管理していないわけですね。それなのに前回より管理費が若干でもふえていると。その理由はいろいろあるでしょう。ただ、納得いくその理由をお聞きできればなど、そのように思っております。よろしく。

○委員長（白井二郎） 教育委員会事務局総務課長。

○教育委員会事務局政策推進監総務課長（寺島 誠） 扶助費についてのお尋ねにお答えいたします。

扶助費のまず先にその財源について説明いたします。財源につきましては、国庫補助と一般財源に分かれております。さらにその扶助費の中の内訳といたしまして、準要保護世帯、要保護世帯、それから特別支援というふうに3つに分かれております。その中でも要保護の方につきましては、修学旅行費のみ、準要保護の世帯につきましては、決算書にある列記されている部分について、それと特別支援についてもそういうふうな区分でもって支給をいたしております。なおかつ修学旅行費の内訳につきましては、それぞれ学校のほうでかかる費用がございます。それを1人当たりの単価にして積算しております。

要保護世帯につきましては、生活保護世帯の方でございます。準要保護世帯につきましては、生活保護を受けてはおりませんけれども、それに準じている世帯の方についてというふうなことです。

○委員長（白井二郎） 市民スポーツ課長。

○民生部市民スポーツ課長（樋山政之） 市民体育館がなくなったことによる指定管理料の金額ですけれども、平成25年度につきましては、全体で6,098万6,000円が決算額になります。それで、平成26年度からの新たな契約に関しましては、6,354万4,000円となります。この要因といたしましては、消費税率の変更によるもの、あとは電気料の値上げによるもの等が影響しまして、全体としては上がっているような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） 半田義秋委員。

○委員（半田義秋） 修学旅行費のことは、区分が分かれました。ただ、要保護の人は所得のない人、いわゆる生活保護の人だから、所得がないのだから、

それは当然こっちで面倒見なければだめでしょうけれども、低所得者、私ちょっとこれには疑問を感じて、いわゆる何でもかんでも面倒を見る。私は、親として最低限度の義務は果たすべきだと思っているのです。ただ、余りにも所得が低くて修学旅行にもやれないという現状ですけれども、それは大体金額として年収どのぐらいのものなのか。このくらいだとやっぱりもう苦しいから市で修学旅行費を出してやるのだという納得行く答弁が欲しいなと思っております。

それから、今体育館のほうで消費税云々、いろいろなもろもろの経費がかかって、前より施設が1つ少なくとも上がったのだと言うけれども、先ほど体育館は軽く見積もって2,700万円と、大体それくらいの管理費を計上していたのが、それがなくなったと。当然2,700万円浮くわけですよ。それにもろもろの経費、消費税上がったから何だいても、私は逆に300万円減るのが当然だと思うのだけれども、ふえるということは、ちょっと今の課長の答弁では私は納得できないのです。だから、もうちょっと何か納得できる答弁がないのかな。

○委員長（白井二郎） 教育委員会事務局総務課長。

○教育委員会事務局政策推進監総務課長（寺島 誠） 準要保護世帯についての区分でございますけれども、準要保護世帯についての援助対象になるというふうな方につきましては、前年度または当該年度において居住を同じくしている全ての方の市民税の所得割が非課税である方というふうなことと、もう一つは当該年度において保護者の方が病気、入院等で就労ができないと認められる方の場合になります。なおかつ、市民税の所得割の算定につきましては、みなし寡婦というふうなことも適用して計算をしております。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） 市民スポーツ課長。

○民生部市民スポーツ課長（樋山政之） むつ地区体育施設指定管理につきましては、やはり複数の施設を抱えているという状況もございますので、全体として見た場合、そのような金額ということの積算になってございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（白井二郎） 半田義秋委員。

○委員（半田義秋） 今修学旅行のほうは、おおむね本当の所得が低い人と、それから病気、けがで収入がない人ということは聞きました。私が考えるには、親の務めというのがあるのです、義務。それは子供を育てる、その義務を何が何でも皆国、県、市でやってしまえば、親が子を育てる意欲がなくなるのです。私が危惧しているのは、そこなの。昔は、田んぼを借金してやっ

ただのだけれども、今はそんなこともしないでしょうけれども、中には借金して修学旅行にやる人もいるかも知れない。だから、私考えてほしいのは、こういう制度、私は賛成です。子供さんを思い出の残る修学旅行にやるというのは私は賛成です。ただ、幾らやみくもに何でもかんでもいいのだと、助成するのだというそういう行政の気持ちは私は余り好きではない。今後やっぱりいろんな面でその制度は見直してほしいなと、そういうふうに思っております。

それから、体育館のほうなのですけども、ほかの施設、ほかの2施設が、それではそっちのほうにこの金額を、2,700万円という金額を向けた、300万円プラスだから3,000万円ですよ。向けたとするととなると、かなり今までその施設は赤字にしてきたのじゃないかな。そうでないと、2つの施設だから、1,500万円ずつそっちに振り分けても、そういう計算になります。ただ、そのくらい赤字にしていたのか、今まで。それを最後聞いて終わります。

○委員長（白井二郎） 暫時休憩します。

午後 2時29分 休憩

午後 2時45分 再開

○委員長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの半田委員の質疑に対し、答弁を求めます。市民スポーツ課長。

○民生部市民スポーツ課長（樋山政之） 今年度の資料につきまして、持ち合わせていない部分もございまして、後ほど議長を通して提出させていただきたいと思っております。ご了承願いたいと思っております。

○委員長（白井二郎） 半田委員、発言の前に。

特別委員会は、質疑は3回ということになっております。今の経緯がありますので、特別に1回だけは認めます。半田義秋委員。

○委員（半田義秋） どうもありがとうございます。

先ほどの私への答弁で、持ち合わせの資料がないから答弁できないと、後で資料を渡すということですけども、私はそれで納得するかもしれませんが、ほかの議員とかラジオを聞いている皆さんは、それは当然何なのだという懸念がある。だから、後日私に資料を渡さないで、あすはないかもしれないし、次の公の場、例えばこの特別委員会ではっきりとした私は答弁を求めます。それでどうでしょう、答弁できますか、この特別委員会の中で。そうしないと私自身が納得しない。ラジオを聞いている皆さんも納得しないと思うのです。だから、それを強く要望しておきます、委員長。

○委員長（白井二郎） わかりました。要望として受けとめておきます。

ほかに質疑ありませんか。中村正志委員。

○委員（中村正志） 体育施設管理費の中でむつ地区体育施設指定管理料、もう一つむつ運動公園陸上競技スタンド改修工事費とありますが、これを入り口にして、ふだん気になっていることを、この機会なのですけれども、お聞きしたいなと思っているのですが、運動公園、特に陸上競技場はたくさんの方に使用されていて、本当にいいことだなというふうに私は思っているのですけれども、他のほかの施設と比べると、使用のされ方に少し疑問がありますので、その点についてお聞きしたいと思います。

野球場とかテニスコート、使用するときには料金がかかっているのですが、陸上競技場、無料でたくさんの方が使っています。条例を見ますと、市が管理する有料の公園、施設は次のとおりであるということでむつ運動公園、陸上競技場、野球場、庭球場、スポーツ広場というふうに記載していますが、その条例を見てみると、貸し切りであれば料金が発生するみたいな解釈にもとれるのですが、現状の全体としての使われ方にちょっと条例と隔離があるのではないかなと感じておりますが、市としてはそのあたり、どのような解釈のもと、今のようになっているのでしょうか。

○委員長（白井二郎） 民生部理事。

○民生部理事保健福祉部理事（猪口和則） 運動公園の貸し出しについては、平成2年の整備のときからそのような貸し方をしておりまして、陸上競技場ばかりではなくて、野球場、スポーツ広場においても個人的に子供たちが来て野球やっているところには、やはり中村委員お見込みのとおりというのですか、全体貸し切りの場合は貸し切り料金を取ります。個人使用でちょこちょこ、失礼な言葉になりますが、キャッチボール等遊んでいる場合は、以前直営管理していたときでも無料で使わせていた経緯がありまして、その直営時代の経緯を今でもそのまま解釈して対応しているところでございます。

○委員長（白井二郎） 中村正志委員。

○委員（中村正志） そうしますと、他の施設に関しましても、貸し切りでなければ使ってもいいよというふうな解釈でいいのでしょうか。何かそういうふうな現状にはなっていないような感じもするのですが、再度その貸し切りでなければそのような使用は条例上大丈夫というふうな理解でよろしいですか。

○委員長（白井二郎） 民生部理事。

○民生部理事保健福祉部理事（猪口和則） 条例上というと、すっかり見えないと、解釈の問題で見えないとわからないところがありますが、直営時から野球の練習をやると、自分たちで貸し切りにしたいと、テニスコートで

あれば1面自分たちで貸し切りしたい、ほかの人は除きたいというようなことで予約があって貸し切り状態にしてお金をいただいております。スポーツ広場、陸上競技場、野球場においても、個人的に来てキャッチボールやる、個人的に来て散歩する、個人的に来てジョギングするというようなのは貸し切りに置かないで使わせている状況でございます。貸し切りの場合ですが、1人、2人で貸し切られると、あとの住人も使えなくなるというような弊害もございますので、その辺を調整しながら、団体貸し借りというようなことで直営時は貸し出ししております、今でもその流れでもって管理している状況でございます。

以上です。

○委員長（白井二郎） 中村正志委員。

○委員（中村正志） 解釈はわかりました。そうしますと、皆さんと使って貸し切りでなければいいということだとは思いますが、その中で1つ、野球場なのですけれども、最近ちょっと苦情と申しますか、あるのですが、芝生の部分ではトスバッティングでしたか、シート何とかできないみたいないろいろなことがあると聞いたのですけれども、その使用上として芝生の部分については厳密な制限とかはあるのでしょうか。

○委員長（白井二郎） 民生部副理事。

○民生部理事保健福祉部理事（猪口和則） 野球場のほうを最近芝生に整備したところがございます、うちのほうではそのような情動的なものは入ってきておりませんので、どのような運用、どのような貸し出し方をしているのか、指定管理者ともう一度協議しながら対応していきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで第10款教育費についての質疑を終わります。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

午後 2時53分 休憩

午後 2時55分 再開

○委員長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第11款公債費について理事者の説明を求めます。財務部長。

○財務部長（石野 了） それでは、278ページをお開き願います。

第11款公債費、第1項公債費、第1目元金についてであります、これは

長期借入債の元金償還に要する経費でありまして、予算現額37億1,789万7,615円対しまして、支出済額は同額となっております。

次に、第2目利子についてであります。これは長期借入債及び一時借入金の子の支払いに要する経費でありまして、予算現額4億7,732万3,385円に対しまして、支出済額は4億7,611万9,406円となっております。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 監査委員のほうの審査意見書を見ますと、公債費比率は10%を超えないほうが望ましいとか、公債費負担比率が15%が警戒ライン、こういうのをいろいろ書いてあるのですが、そういう意味ではこの平成23年、平成24年、平成25年度と行ってかなりいい方向に改善されているのですが、これはやはり財務部のほうで一定の努力の成果があらわれているのかどうかをお聞きしたいと思います。

それと、この監査委員が指摘しているような形の数字にこれからもっと近づけていくというふうな形でシミュレーションしているのかどうかというのもお聞きしたいと思います。

○委員長（白井二郎） 財務部長。

○財務部長（石野 了） お答えいたします。

財政サイドといたしましては、当然公債費比率、実質公債費比率等できるだけ抑える形でやりたいと。ただ、その年度年度によりまして、やはり事業が集中している年度もございます。ですから、3年あるいは5年スパンでこの率を下げっていくということで、実質公債費比率につきましても17.8%ということで、起債許可団体から合議団体のほうへ移行しております。今後緩やかにこの率が下がっていくものと思われましますけれども、それに向けてこれからも引き続き努力していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 当然財務部のほうでもご存じのように、いろいろ既に建っている建物でも老朽化しているし、また新しい市民体育館ですか、そういうようなものの建て替えだとか、それからむつ総合病院の病棟の建て替えだとか、いろいろ大きな事業が、必ずやらなくてはいけないというふうな事業があるのですが、そういう意味ではそこら辺は当然しっかり把握していると思うのですが、そのこのところのバランスもきちんと考えながら警戒ラインを超えないような形で今後対処していくというふうな、やっぱりそういう形に

なっているのかどうか。やはりどうしても一部の政治家の鶴の一声で、ある大きな事業がぼんと提案されて、それをやらざるを得ないというふうなことが私はあってはいけないというふうに強く指摘したいと思うのです。いわゆる不要不急の箱物、やっぱりそういうのがいきなり上のほうから提案されて、それを財務部のほうがしっかりとそれに対して精査、物を言っていくというふうな部署であってほしいなというふうに思うのですが、そのところの財務部の決意のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（白井二郎） 財務部長。

○財務部長（石野 了） お答えいたします。

予算査定時においては、当然緊急度、それから全体の事業のバランスですがけれども、先ほど言いましたように緊急度、それから全体の計画の中でということで、財政サイドといたしましては、おおむね30億円程度、これくらいの起債の借り入れ、これは臨時財政対策債含んだ額でございますけれども、その辺で見込んでおりまして、それに対して公債費はおおむね35ないし40ということで徐々に低減していくような形でもって総合的、トータル的に考えて事業のほうも執行しておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで第11款公債費についての質疑を終わります。

次は、第12款諸支出金について、理事者の説明を求めます。財務部長。

○財務部長（石野 了） それでは、280ページをお開き願います。

第12款諸支出金、第1項公営企業費、第1目公営企業費についてであります。これは一般会計が一部事務組合下北医療センターが行っております病院事業及びむつ市公営企業局が行っております水道事業会計に対して行う負担補助貸付及び繰り出しに関する経費でありまして、予算現額36億7,997万5,000円に対しまして、支出済額は36億7,039万7,420円となっております。なお、不用額957万円余りにつきましては、平成24年度から事故繰り越しいたしましたむつ総合病院の自家発電施設整備事業に係る執行残によるものがあります。また、下北医療センターに係る施設ごとの内容につきましては、お手元にお配りしております主要施策の実績報告書139ページから140ページにかけて記載しておりますので、あわせてご参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで第12款諸支出金についての質疑を終わります。

次は、第13款予備費について理事者の説明を求めます。財務部長。

○財務部長（石野 了） それでは、282ページをお開きいただきたいと思えます。第13款予備費、第1項予備費、第1目予備費についてであります。これは、予算の不足を補うために各款の事務事業に充当するものでありまして、当初予算額2,500万円に対しまして、充用額1,694万5,641円となっております。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで第13款予備費についての質疑を終わります。

以上で歳出の質疑を終わります。

続きまして、歳入の審査に入ります。

歳入の第1款市税から第21款繰越金まで一括説明を受け、審査をいたします。

理事者の説明を求めます。財務部長。

○財務部長（石野 了） それでは、歳入全般についてご説明いたします。まず、決算書の10ページをお開きください。

第1款市税についてであります。まず、調定額は62億5,303万5,063円となり、前年度と比較して1,931万2,105円の増額となっております。収入済額は58億2,010万7,433円となり、前年度と比較して4,469万3,869円の増額となっております。この主な要因といたしましては、個人市民税、固定資産税及び都市計画税の調定額は減額となったものの、市たばこ税及び法人市民税の調定額が大幅な増額となったことによるものであります。これに伴います市税の徴収率は93.1%となり、前年度と比較して0.5ポイントの増となっております。不納欠損額は4,727万3,213円となり、前年度と比較して2,047万3,832円の減額となっております。これにより収入未済額は3億8,570万8,817円となり、前年度と比較して485万3,532円の減額となっております。

次に、14ページ、第2款地方譲与税についてであります。これは、地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税を市町村道の延長や面積で案分し交付されたものであります。1億8,190万6,000円の調定額に対して、収入済額は同額となっております。

次に、16ページ、第3款利子割交付金についてであります。これは、預金

利子等の収入に課税された税の一部を市町村の個人県民税の収入額で案分し、交付されたものであります。1,419万1,000円の調定額に対しまして、収入済額は同額となっております。

次に、18ページ、第4款配当割交付金についてであります。これは、一定の上場株式等の配当等に課税される税の一部を市町村の個人県民税の収入額で案分し、交付されたものであります。1,470万円の調定額に対しまして、収入済額は同額となっております。

次に、20ページ、第5款株式等譲渡所得割交付金についてであります。これは、株式等の譲渡所得に課税される税の一部を市町村の個人県民税の収入額で案分し、交付されたものであります。1,593万9,000円の調定額に対しまして、収入済額は同額となっております。

次に、22ページ、第6款地方消費税交付金についてであります。これは、消費税と同様に課税される地方消費税の一部を国勢調査人口及び事業所統計における従業者数等で案分し、交付されたものであります。5億8,186万5,000円の調定額に対しまして、収入済額は同額となっております。

次に、24ページ、第7款自動車取得税交付金についてであります。これは、自動車取得税の一部を市町村道の延長や面積で案分し、交付されたものであります。5,425万9,000円の調定額に対しまして、収入済額は同額となっております。

次に、26ページ、第8款国有提供施設等所在市町村助成交付金についてであります。これは、自衛隊が使用する飛行場、弾薬庫、燃料庫、レーダーサイト等の土地、建物及び工作物に対し、固定資産税との均衡を図る趣旨から交付されるもので、10分の7が対象資産の価格の案分により、10分の3が所在市町村の財政状況等を考慮し交付されたものであります。8,917万9,000円の調定額に対しまして、収入済額は同額となっております。

次に、28ページ、第9款地方特例交付金についてであります。これは、個人市民税における住宅借入金等特別控除の実施に伴う減収の補填措置として交付されたものであります。2,109万2,000円の調定額に対しまして、収入済額は同額となっております。

次に、30ページ、第10款地方交付税についてであります。これは、国税の一部を地方公共団体が等しくその行うべき事務が遂行できるよう一定の基準により国が交付するもので、94%が普通交付税として、6%が特別交付税として交付されるものであります。普通交付税は、前年度に比較して6,145万3,000円増の103億3,629万3,000円が交付されております。なお、普通交付税は市町村合併による特例措置により算定が行われておりまして、市の歳入の

約3割を占める主要な財源となっております。特別交付税は、震災復興特別交付税を含めまして、前年度に比較して1億8,988万2,000円減の15億8,322万8,000円が交付されております。合わせて119億1,952万1,000円の調定額に対しまして、収入済額は同額となっております。

次に、32ページ、第11款交通安全対策特別交付金についてであります。これは、交通安全施設の設置及び管理に要する経費に充てる目的で設けられたもので、交通反則金の収入が交通事故発生件数等で算定され交付されたものであります。713万3,000円の調定額に対しまして、収入済額は同額となっております。

次に、34ページ、第12款分担金及び負担金についてであります。これは、老人ホーム、保育所等社会福祉施設の入所に係る負担金及び下北圏域障害程度区分認定審査会の設置に係る負担金等であります。3億1,891万1,491円の調定額に対しまして、収入済額は2億5,847万3,379円となっております。収入未済額5,978万5,002円の主なものといたしましては、保育児童保護者負担金現年度分1,279万850円及び滞納分4,610万1,820円となっております。

次に、36ページから40ページの第13款使用料及び手数料についてであります。これは、斎場、市営住宅、各種公共施設等の利用に係る料金のほか、戸籍等の証明、各種検診、廃棄物処理等多岐にわたる行政サービスに係る利用料金収入等であります。2億5,611万4,934円の調定額に対しまして、収入済額は2億4,406万1,171円となっております。収入未済額の1,205万3,763円の主なものといたしましては、牧野使用料滞納分241万4,317円、市営住宅使用料現年度分135万7,600円及び滞納分783万2,036円となっております。

次に、42ページから46ページの第14款国庫支出金についてであります。これは、市の行政全般にわたる事務事業に係る国の負担分や補助金及び委託金であります。このうち15億7,010万円は、電源立地地域対策交付金でありまして、県交付分と合わせますと27億6,220万円の交付となっております。59億291万2,811円の調定額に対しまして、収入済額は58億5,308万3,811円となっております。調定額との差額分4,982万9,000円は、平成26年度へ繰り越しいたしました北の防人大湊地区整備事業、横迎町中央2号線整備事業に係る未収入特定財源となっております。

次に、48ページから56ページの第15款県支出金についてであります。これも国庫支出金同様、各種事務事業に係る県の負担分や補助金及び委託金であります。34億5,043万1,132円の調定額に対しまして、収入済額は32億2,271万2,132円となっております。調定額との差額分2億2,771万9,000円は、平成26年度へ繰り越しいたしましたむつ市民間保育所施設整備助成事業、

浜奥内漁港施設整備事業、漁港施設機能強化事業に係る未収入特定財源となっております。

次に、58ページから62ページの第16款財産収入についてであります。これは、土地、建物、山林、市有牛等の貸し付けに係るものや有価証券の配当金、各種基金の運用利子といった財産の運用に係るもの、さらに市有地、市有牛、直営造林等の売り払いによる収入であります。4,933万305円の調定額に対しまして、収入済額は3,718万6,494円となっております。収入未済額1,214万3,811円の主なものといたしましては、市有地売払収入滞納分224万300円、市有牛売払収入滞納分260万2,500円、ヘレフォード種優良雌牛売払収入滞納分145万1,200円及び特別導入牛譲渡料滞納繰越分395万4,217円となっております。

次に、64ページの第17款寄附金についてであります。これは、ふるさと納税制度、小学校図書整備、子ども夢育成基金及び育英基金に係る寄附金のほか、市政運営に役立てていただきたいとの趣意でご寄附をいただいたものであります。2,537万8,513円の調定額に対しまして、収入済額は同額となっております。

次に、66ページから68ページの第18款繰入金についてであります。まず、基金繰入金であります。これは育英基金、子ども夢育成基金、公共施設整備基金、大畑町沿岸漁業振興基金、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金、財政調整基金等からそれぞれの事業実施のための財源として繰り入れたものであります。

また、特別会計繰入金であります。これは前年度の事務事業に係る精算分として国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計から繰り入れたものであります。6億724万7,680円の調定額に対しまして、収入済額は同額となっております。

次に、70ページから78ページの第19款諸収入についてであります。これは、地域総合整備資金貸付金元金収入、脇野沢農業振興公社貸付金元金収入、中小企業特別保証制度の運用のための信用保証協会への原資預託金元金収入、奨学金貸付金元金収入、一部事務組合下北医療センターへの貸付金元金収入等のほか、他の地方公共団体からの事務の受託に伴う事業収入、そのほかいずれの款にも属さない収入等であります。19億5,783万533円の調定額に対しまして、収入済額は18億8,515万7,034円となっております。収入未済額7,150万9,691円の主なものといたしましては、奨学金貸付金元金収入2,575万5,500円、生活保護費返還金等現年分1,683万3,299円、生活保護費返還金等滞納分2,618万3,053円となっております。

次に、80ページから82ページの第20款市債についてであります。これは、普通建設事業の財源として借り入れしたもののほか、地方交付税の不足分を補う臨時財政対策債、定年退職者等の退職手当の財源としての退職手当債等であります。32億7,809万5,000円の調定額に対しまして、収入済額は30億3,739万5,000円となっておりまして、調定額との差額分2億4,070万円は、平成26年度へ繰り越しいたしましたむつ市民間保育所施設整備助成事業、浜奥内漁港施設整備事業、漁港施設機能強化事業、北の防人大湊地区整備事業及び横迎町中央2号線整備事業に係る未収入特定財源となっております。

次に、84ページの第21款繰越金についてであります。これは、小川町地区特殊地下壕対策事業、公園施設長寿命化計画策定事業、北の防人大湊地区整備事業、文化財収蔵庫改修事業等に係る平成24年度からの繰越明許費繰越金及び事故繰越し繰越金並びに前年度決算剰余金であります。4億3,408万2,637円の調定額に対しまして、収入済額は同額となっております。

以上、歳入全般の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（白井二郎） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 1点だけお願ひします。

30ページ、地方交付税が119億円と前年度よりは少しは少ないのでありますが、合併して11年目から徐々に地方交付税が減っていくというふうな形になっておりますので、例えば普通の地方交付税になるのは大体何年目かというのがわかるのかどうか、そこら辺ちょっと教えていただければなというふうに思います。

○委員長（白井二郎） 財政課長。

○財務部副理事財政課長（氏家 剛） お答えいたします。

普通交付税の合併算定がえの終了に伴います段階的減少、これにつきましては、以前から議会の中でもご説明申し上げてまいりましたが、むつ市におきましては、平成27年度、いわゆる来年度から段階的に減少が始まりまして、最終的には平成32年度に普通のといたしますか、通常の普通交付税の額になるというふうなことでございます。

以上でございます。

○委員長（白井二郎） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） そうすると、大体普通の額というのはどのくらいになるのかということと、そういう意味では1億円、2億円減るというレベルではないというふうにお聞きしておりますので、かなりの額が減るという意味では、財政計画というのを我々にきちんと示す必要があるのではないかなとい

うふうに私は思っております。以前赤字があったときは、それなりに赤字解消計画というのが出ておりました、それなりに何年後にはどうなるのかなというふうに我々も考えることができたのですが、今現在はそういうのがほとんど出ていないので、全く先がなかなか我々にはわからないという状況ですので、そういう意味では今地方交付税が平成27年度から段階的にどんどん少なくなっていくので、どういう形で我々も財政のほうに向かっていったらいいのかというのをちょっとわからないところがありますので、そういう財政計画というのを、来年の決算からでもよろしいので、出すということができないものかどうか、お聞きしたいなというふうに思います。

○委員長（白井二郎） 財務部長。

○財務部長（石野 了） お答えいたします。

現在の段階ですと、この特別措置の額がなくなると約16億円ほど落ち込むという試算といたしますか、そういうふうに考えてございます。ただ、国のほうでも合併によってもなかなか削減できない経費があるということで、今年度は当市にしてみれば約2億円ほど、その差が縮まっております。以前は大体18億円くらいという試算といたしますか、計算しておりましたが、これが今年度は約2億円減って16億円と。それでまたあと来年、再来年というふうに国のほうでもまだまだ必要な部分があると、合併した市町村については、その辺の加算をする予定ということで、その辺の見通しもなかなかつけにくい、わからない状況ということもございました。それから、今後の計画という点では、これまで原子力政策、これに絡む電源立地地域対策交付金、その他もろもろの補助金、交付金等がどのようにしていくのか、それがなかなか判断できにくい状況ということが続いておりましたので、将来のそういう財政見通しということについては、重々当市のほうとしても頭に入れておりますけれども、なかなかこれまで出せないということで、その辺の状況がある程度明らかになりましたら、改めてその見通し等をお示ししたいと考えております。ただ、今すぐ来年度からというふうにはお答えできる状況にはございませんので、ご理解賜りたいと思います。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 国庫支出金、県支出金関連でお尋ねします。

まず、国庫支出金の第2項第7目電源立地地域対策交付金、県支出金の第2項第9目電源立地地域対策等交付金、それと第10目の青森県核燃料物質等取扱税交付金、この電源立地地域対策交付金関連で、今東通原子力発電所も停止といたしますか、稼働していません。中間貯蔵施設もまだ稼働していないという段階で、これからこの交付金等の増減する要素が、どういうことで増

減があるのかどうか、そこら辺をお尋ねします。

○委員長（白井二郎） 財政課長。

○財務部副理事財政課長（氏家 剛） お答えいたします。

電源立地地域対策交付金の関連というふうなことで、国・県、今委員のほうからお話がありましたが、まず現在減少の要素というふうなことで考えられるのは、先週のこの特別委員会でも若干ご説明いたしましたけれども、電源立地地域対策交付金のこの構成要素であります原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分、これにおきまして東通原子力発電所に係る交付単価、これが平成26年度、平成27年度は3,000円から1,800円に減少します。さらに申し上げますと、この1,800円が平成27年度以降につきましては、旧むつ地区では1,125円、それから旧むつ地区以外では900円というふうなことに減少すると。その後は、その単価が継続されて算定されていくというふうになります。したがって、この交付単価の減少に伴いまして、この電源立地地域対策交付金、これが連動した形で減少していくというふうなことが大きな減の要素というふうなことで考えられると思います。

一方、増加の要素というふうなことを申し上げますと、この電源立地地域対策交付金の中の、これも構成要素の一つであります核燃料サイクル施設交付金相当部分、いわゆる当市におきましては中間貯蔵施設、これが対象の施設というふうなことでなっておりますが、現在のところ建設段階というふうなことで15億円が交付されております。これが実際に中間貯蔵施設が稼働いたします、いわゆる運転段階というふうなことでなると、この15億円は最低保証額として維持されてまいります。したがって、建設段階にあらうが、運転しようが、この15億円は最低額ということで必ず交付がされてくるというふうなことでなると。その後実際に運転が始まりまして、使用済み燃料の貯蔵量が、1棟目につきましては最大貯蔵能力が3,000トンというふうなことでありますので、その80%を超えた時点、この3,000トンの能力に対しまして80%を超えた時点からこの15億円をベースにいたしまして、交付金の加算が始まってまいります。そのような仕組みになっておりまして、最大では、いわゆる3,000トンが満杯になった状態となりますと、最大で18億7,500万円が交付されるというふうなところで見込んでおります。

以上で終わります。

○委員長（白井二郎） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） そうしますと、満杯になれば、3,000トンになれば18億何ぼということなのですね。そうすると、それから15億円から積み重ねる部分で1トン幾らとかという計算になるのでしょうか、その満杯になるまでの

間の。そういうような積み重ねというふうになるのでしょうか。そこら辺をちょっと。

○委員長（白井二郎） 財政課長。

○財務部副理事財政課長（氏家 剛） お答えいたします。

今委員おっしゃったとおり、そのような形でこの80%を超えた段階から、その貯蔵量に応じまして、毎年毎年その量に応じた形で加算がされていくというふうな仕組みになっていると理解してございます。

以上です。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。半田義秋委員。

○委員（半田義秋） 10ページのたばこ税についてお聞きします。

6億3,600万円、かなり大きな金額ですね。しかも、これはひものついていない金額、何に使ってもいい金額です。ところが、我々多分この納税者は、果たして私がのんでいるたばこはむつ市に還元されているのかどうか、甚だ疑問に思うときがあるのです。これは、前々から聞こうかなと思っていましたけれども、いわゆるコンビニとパチンコ店で販売しているたばこは、むつ市の税収になるのかならないのか。その店によって違うと思うのだけれども、果たして我々がたばこをのんで払っている税金がむつ市に入っているか入っていないか、それをお聞きしたい。

それから、もう一点、48ページの、ちょっとこれ聞きなれないあれなのだけれども、生活保護費負担金の中に、これ「旅行」の間違いだと思うのだけれども、「行旅病人死亡人の救護費用繰替支弁金」とあるのですけれども、いわゆるこの人はむつ市の人なのかどうか、しかも生活保護をもらっている人なのかどうなのか、これちょっと意味がわからないのです。わかるように説明してもらえないでしょうか。

○委員長（白井二郎） 税務課長。

○財務部副理事税務課長（赤坂吉千代） お答えいたします。

たばこ税の税率がコンビニ等で販売されれば市のほうに反映されているのかというお尋ねだと思いますけれども、たばこ税につきましては、現在2社から申告をいただいております。2社というのは、卸売の日本たばこ産業と、あともう一社あるのですけれども、そこだけからの税収となっております。したがって、どういう系列でコンビニ等に販売になっているのかというところまでは、ちょっと分析できない状態であります。

以上であります。

○委員長（白井二郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 半田委員の、コウリョビョウニンシボウニンと

読むのですけれども、その救護費用繰替支弁金についてお答えいたします。

行旅病人死亡人というのは、いわゆる行き倒れといいますか、公務の旅行でなくても構わないのですけれども、私的な旅行であっても、当市の区域内で何らかの病気になって行き倒れになった、または死亡した方のことを言うわけですけれども、例えば病人になった方が旅行をやめて自分の出身地に帰るとか、そういうときに、そのお金がない場合、隣の県までの部分を立てかえて支給するという制度がございます。それでかかった費用というふうに思っただけであればよろしいかと思えます。

以上です。

○委員長（白井二郎） 半田義秋委員。

○委員（半田義秋） 要するにコンビニでたばこを売っている、パチンコ屋で売っているというのは、私の聞いている範囲では仕入れ先、例えばむつ市で仕入れればむつ市の税金になります。あの人たちは共同で仕入れていますので、本店の所在地に私は税金が入るのではないかなと、そのように私勝手に考えているのだけれども、これで間違いないと思うのです。

それで、いわゆる一般小売店、うちもそうですけれども、その店は間違いなくむつ市に税収が入ります。それで、恐らくそればかりで6億何ぼ入っているのかどうか、それは定かではないのだけれども、そのくらいの税収を一般小売店が売って、それで先ほどの歳出のほうを見ると、その組合に21万ちょぼちょぼしか援助金がないと。というのは、前はかなりあったのです。それを何か禁煙対策というか、たばこを売るのが悪いみたいにして、だんだん減らされて減らされて、もう組合自体が立ち行かなくなるという現状なのです。小売店がなくなれば、当然むつ市に税収入りませんよ。それで、私前から言っているのだけれども、組合にもっと補助金を出せないものかどうか。そうすると、ほとんどコンビニになってしまって税収入りません。私は、そういう危惧していますけれども、今後の副市長の考えを聞きたい。

それから、先ほどの行き倒れ、これはもう病人になっても死んでも、行き先から住んでいるところへの旅費とか、移送代を立てかえて市で払って、これ何%、五千幾ら返ってきているのだけれども、大体全額返ってきているものか、それともパーセントとして何%返ってきているものか、五千幾らだから、これ結構かかったのでしょうか、向こうに送るのに、私はそう思っていますけれども、その割合を教えてください。

○委員長（白井二郎） 副市長。

○副市長（新谷加水） たばこ税に絡んでたばこ組合への補助金ということですから、これは税制度に絡んでの市税収入というふうなことでございま

して、その組合の既得権というふうなことではないので、その他の組合等との関係もございますので、その辺は公平を欠くことのないよう、それはやっていかなければいけないのかなというふうに思っているところでございます。たばこを売っていただいているのは非常にありがたいわけですが、制度的なことというふうなことがございますので、売っていただいているからというふうなことで、特別なまた取り扱いというふうなことが果たして妥当なのかどうかというふうなところは、十分検討せざるを得ないなということだと思えます。

○委員長（白井二郎） 生活福祉課長。

○保健福祉部副理事生活福祉課長（松宮康則） ただいまのお尋ねにお答えいたします。

歳入といたしまして、5,370円ということにはなっておりますけれども、歳出の部分におきましては、取り扱いが死亡人分1件、これが10万8,240円ということではございました。そして、行旅病人の方の取り扱いが1件ということで9,670円、これは歳出として支出しております。先ほどお尋ねのその費用の分についての負担なのですが、基本的には県支出金で賄われるということにはなっておりますけれども、それが補助対象が行旅病人分でいきますと、宿泊料、これはその日のうちに移動できなかったということで、宿泊料もむつ市から支出しておりますけれども、その補助対象外で入ってきていなかったということで、歳出歳入の部分で金額が食い違ふと。そして、行旅死亡人分ですが、これは10万8,000円ということで、一旦は支出をしておりますけれども、これは後ほど身元が判明いたしまして、今年度になってからかかった費用が遺族から納入されたという形で補助金の対象にはなっていないと、そういうことではございます。

○委員長（白井二郎） 半田義秋委員。

○委員（半田義秋） 副市長、他の組合と言いますけれども、副市長の言っている意味は、他の市町村の組合の補助金のことでしょうか、それとも他の団体の組合の補助金なのか、私ちょっと今すっきりしませんでした。もし他の組合との兼ね合いで副市長がそのような答弁をなさったとなるなら、この6億4,000万円も生む組合なんてどこにもないのです。まずむつ市の税収の10%ぐらいではないですか、もっといくかな。そのくらいの大事な組合を年々それを減らすとなると、ちょっと情がないなと、そのように私は感じました。

それから、最後の行き倒れ、これは民生費に、生活保護に入っているの、生活保護の人でも来て倒れてなったのかなと思ったのだけれども、これは純粹な生活保護費ではないと思うのだけれども、これに入れる理由はやっぱり

それなりにあったのでしょうか。それとも、どこへ入れたらいいかわからなくてここへ入れたのかな、項目が。その辺1点だけ聞いておきたい。

○委員長（白井二郎） 副市長。

○副市長（新谷加水） おっしゃることはわかりますけれども、たばこ組合さんから税をいただいているということではないわけでございまして、売っていただいていることは非常にありがたいわけですが、ただ私申し上げましたのは、市が補助している団体ということですので、ほかの市内にいろいろな任意団体等々あるわけですが、そちらのほうとの兼ね合いを見ながら対応せざるを得ないのではないかなというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（白井二郎） 経済部長。

○経済部長（浜田一之） 副市長答弁に補足説明させていただきます。

むつたばこ販売協同組合補助金21万8,000円ですが、たばこ販売協同組合様のほうから申請書が上がってまいります。その申請書の内容、例えば事務費あるいは事業費等を市のほうが精査しまして、他の、例えばほかの団体の補助金が一律10%削減とかという場合もございまして、そういった場合に合わせてむつたばこ販売協同組合様のほうも10%を一律に減額するという方向で来ておりますので、一概にむつたばこ販売協同組合様だけを減額しているとか、少額の補助しかしていないという部分では決してございませぬので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（白井二郎） 生活福祉課長。

○保健福祉部副理事生活福祉課長（松宮康則） 先ほどのお尋ねにお答えいたします。

この行旅病人死亡人の救護費用ということでございまして、これは半田委員おっしゃるとおり、生活保護受給者ではない方が対象ということがまずございまして、そして、行旅病人及行旅死亡人取扱法という法律がございまして、それに基づいた私どもの事務ということになります。そういうことで、どちらの自治体におきましても、生活保護を担当する部門がこの行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づく事務も行っているということがございまして、民生費の中の生活保護費負担金という形でのくくりになってございまして。

○委員長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） 質疑なしと認めます。

これで歳入全般についての質疑を終わります。

以上で議案第47号に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。横垣成年委員。

(2番 横垣成年委員登壇)

○委員(横垣成年) 平成25年度むつ市一般会計歳入歳出決算に対し、反対討論を行います。

本案は、道路舗装などに2億4,000万円、緑町や川内楡木の市営住宅建設に2億5,000万円、乳幼児医療費給付事業5,600万円、学校体育館の改修工事などに5,600万円など、市民生活に欠かせない事業が実施されたものであります。

しかしながら、原発マネー、電源立地地域対策交付金29億7,800万円に大きく依存した歪んだ歳入構造になっており、また不要不急の北の防人事業に2億8,900万円が支出された決算でもあります。北の防人事業の一つ、3億3,000万円で作成した観光交流センターは、年間1,600万円以上の赤字経営となることが明らかになりました。むつ市の財政を圧迫する要因の一つとなる予定であります。

また、これから地方交付税が5年間で16億円余り少なくなる予定だそうであります。歳出の見直しは必至であります。

下水道事業特別会計への繰出金6億4,000万円、じん芥処理費12億円、むつ総合病院などの負担金22億円は大変大きな支出であります。改善の余地があるのかないのか、これなどもしっかりと精査する必要があります。原発の再稼働に反対とする声は日増しに強くなっており、3月の朝日新聞では再稼働に反対が59%、賛成が28%となっております。原発の廃炉廃止が進むと同時にむつ市の財政がピンチになるようでは困ります。しかし、国に協力するという名目で原発マネーに依存した財政構造を正そうとする決算とはなっておりません。原発マネーに過度に依存した財政構造を正すためには、無駄な支出は一円たりとも許されません。一刻も早く原発に頼らない財政構造にシフトしていくべきであります。

本案に反対をいたします。

○委員長(白井二郎) ほかに発言ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(白井二郎) 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第47号を採決いたします。議案第47号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案を認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立者16人、起立しない者2人)

○委員長（白井二郎） 起立多数であります。よって、議案第47号は認定することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。本日の審査は、この程度にとどめ、次回は明日9月17日水曜日、午前10時よりこの場において審査を続行したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（白井二郎） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

本日はこれで散会いたします。

（午後 3時48分 散会）